

福祉環境委員会記録

- | | |
|------------|------------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和8年3月23日（月）午前10時00分～午後2時10分 |
| 2. 会議の場所 | 第2委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

（健康局）

- | | |
|------------|--|
| 1. 陳情第185号 | 六甲病院の移転中止と灘区の地域医療を守ることを求める陳情 |
| 2. 陳情第186号 | 北区長尾町宅原での済生会兵庫県病院と三田市民病院の統合病院の建設中止を求める陳情 |

（環境局）

- | | |
|--------|--|
| 1. 報 告 | 「神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」に基づくばい捨て防止重点区域の指定（「阪神青木駅周辺地区」） |
| 2. 報 告 | 工事請負契約の締結について |
| 3. 報 告 | 神戸市環境マスタープラン等、環境に関する4計画の改定（案）について |

出席委員（欠は欠席委員）

委員長	前 田 あきら			
副委員長	浅 井 美 佳			
委 員	宮 田 公 子	味口 としゆき	外 海 開 三	高 橋 としえ
	岡 田 ゆうじ	植 中 雅 子	川 内 清 尚	堂 下 豊 史

議 事

（午前10時00分開会）

○委員長（前田あきら） ただいまから福祉環境委員会を開会いたします。

本日は、陳情の審査並びに報告の聴取のため、お集まりいただいた次第であります。

最初に、写真撮影についてお諮りいたします。

自由民主党さん、日本維新の会さん、公明党さん、日本共産党さん及び新しい自民党さんから本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありますので、許可いたしたいと存じますが御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（前田あきら） 御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

次に、本日の協議事項についてお諮りいたします。

お手元の資料のとおり、本日は福祉局の協議事項はございませんが、福祉局の所管事項に関して御質疑がなければ、待機を解除したいと存じますが、いかがでしょうか。

（なし）

○委員長（前田あきら） 特にないようですので、福祉局の待機を解除いたしますから御了承願います。

なお、本日の協議事項については、追加協議事項として、報告事項1件を委員の皆様にお配りいたしておりますので、念のため申し上げます。

次に、陳情第185号及び陳情第186号につきましては、それぞれ陳情者から口頭陳述の申出がありましたので、健康局審査の冒頭に口頭陳述を受けることにしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（前田あきら） それでは、さよう決定いたしました。

なお、陳情第186号につきましては、29名の追加署名がありましたので御報告いたしておきます。

それでは、これより順次、各局の審査を行います。

（健康局）

○委員長（前田あきら） これより健康局関係の審査を行います。なお、審査の都合上、本日は環境局及び都市局の職員も同席しております。

最初に、口頭陳述の聴取に入りますが、この際、陳述人に申し上げます。陳述の際は、最初にお住まいの区とお名前をおっしゃっていただき、内容を御要約の上、5分以内に陳述を終えるよう、よろしくお願いいたします。

それでは、陳情第185号について、口頭陳述を聴取いたします。

奥村さん前へどうぞ。

それでは、5分以内でお願いいたします。

○陳述者 灘区在住の奥村と申します。ストップ！六甲病院移転の会の代表をしております。

六甲病院の移転中止を求め、灘区の地域医療を守ることを求めることに関する陳情について述べさせていただきます。よろしくお願いいたします。

昨年の秋、六甲病院が今の灘区土山町から東灘区深江地区に移転するとの話を聞き、大変驚きました。近隣に住む方々からも困る、これからどうしたらの声も大きく聞かれました。六甲病院は灘区東部の唯一の総合病院で、近隣の高齢者を中心に多くの方が利用しておられ、救急で六甲病院に運ばれ、お世話になったという方も多くおられます。

六甲病院は2021年——令和3年、国家公務員共済組合連合会から医療法人若葉会へ事業譲渡されました。公的病院から民間病院になるということで、地域住民の方から民間病院で地域医療が守られるのかという懸念の声が上がり、約1万6,000もの署名が集まりました。しかし、その声を押し切って六甲病院は民間へ事業継承されました。

事業継承に際しては、医療法人若葉会は当時、神戸市に設置された保健医療審議会医療専門分科会で1安全で持続可能な医療の提供、2住民に求められる医療の提供、3地域医療支援をあげ、事業継承された後も地域が求める役割を果たしていくと述べていました。

しかし、今回この約束をほごにして、2029年に東灘区の深江地域——本庄町へ移転しようとしています。

これに対して、東灘区の6病院は、六甲病院が灘区において行ってきたこれまでの医療・介護の提供がなくなることへの地域への影響も検討すべきとの意見を表明しています。

しかし、神戸市はこの移転に関して、病院の設置場所は病院自らが確保・決定すべきものと民間任せにしています。

会では、六甲病院の東灘区への移転を中止するよう、神戸市が強く働きかけてほしいという署名への御協力を近隣の方々に訴え、1,700筆近くの署名が集まり、先日、健康局の地域医療担当の部長さんに提出しました。

署名を集める中で近隣の方からは、東灘区へ移転したら通院できなくなるという不安や、近くにあったから入院中の家族を頻繁に見舞って、緩和ケアの病棟でお世話になった家族を見送れたという声も伺いました。

私たちは灘区地域の医療を守るため、神戸市が医療法人若葉会に対して、六甲病院の東灘区への移転を中止するよう強く働きかけることを求め、以下の事項について陳情いたします。

陳情事項。

1 灘区の地域医療を守り、住民に安全で持続可能な医療の提供を続けるため、神戸市は医療法人若葉会に対し、六甲病院の東灘区への移転を中止するよう強く働きかけを行うこと。

2 灘区の地域医療を守るため、万一、六甲病院が移転した後も、当該地域に医療機関を設置する努力をすること。

加えて、若葉会から地域の近隣住民への説明は今のところなく、通院される患者さんにも十分な説明がなされていない状況だと聞いております。

上記と併せて、神戸市は医療法人に対して、地域住民への説明を行うようにも働きかけていただきたいと思います。

以上で陳情内容の説明を終わります。ありがとうございます。

○委員長（前田あきら） どうも御苦労さまでした。

次に、陳情第186号について、口頭陳述を聴取いたします。浜本さん、前へどうぞ。

それでは、5分以内でお願いいたします。

○陳述者 私は神戸市北区在住の浜本 宏です。

神戸市北区長尾町宅原での済生会兵庫県病院と三田市民病院の統合病院建設の中止を求める陳

述をします。

昨年の秋、長尾町宅原の地を訪ねました。そこは緑あふれる都会のオアシスのようなところでした。訪ねたときはちょうど稲刈りの真っ最中、たわわに実った稲穂が、こうべを垂れていました。

その地は北側の農道から南側までの長尾交番まで約2キロ、端から端まで歩くと約20分。農道の小道を歩いていくと、鬱蒼とした森林と山林に出くわす。こんなところに病院を建てるのかという疑問が沸々と湧いてきました。

家の前の横に5メートルのコンクリート擁壁が建つ。ちょうど目の前に防潮堤のようなものができるんですよと私に話された住民の方の話が印象に残りました。

陳情書に書いてあるとおり、病院予定地は開発を抑制すべき市街化調整区域にあり、自然や緑をなくす計画であり、巨大な病院建設地として、ふさわしくない。現予定地での開発計画は中止することを改めて申したいと思います。

さて、私たちは済生会兵庫県病院存続・充実を求める住民運動を続けて、今年の8月で9年目を迎えます。この間、2万筆を超える署名、毎月2回の定例宣伝行動、15回目の定例市民会議の開催、そして今回、田んぼを潰してコンクリートの病院建てるな緑の署名運動などなど、この運動を後押ししてくれたのは、住民の皆さんの声でした。

最後に、署名・対話活動で出会ったある老婦人の言葉を紹介します。

私は中学を卒業して集団就職で地方から来て、ずっと働いてきました。そのときは、国民年金や厚生年金も掛けず、ずっと働いていたので、今もらえる年金は本当に少ないです。結婚してしばらくして、乳がんになり、手術を受けました。その後、済生会病院に30年間通って、すごくお世話になっています。

でも、がんの治療薬の新薬は費用が高くて4万円ぐらいかかる。夫の年金の半分は私の治療費で消えてしまう。私は最近がんの数値が上がってきて体がだるく、つい最近まで仕事をしていたが、どうしてもつらく、続けることができなくなり、辞めた。

けれど、治療費と生活費でかつかつだから、また働こうと思っている。というか、働かないとやっていけない。

中学卒業してずっと働いてきて、老後はちょっとは楽になるかと思ったが、ちっとも楽にならない。私の夢はよくドラマで見る縁側で夫婦2人、仲よくお茶とお菓子を食べること。

済生会はなくしては困る。遠くになると電車賃もかかるし、何よりも体がしんどくて通えない。済生会をここに残して。

これで陳述を終わります。御清聴ありがとうございました。

○委員長（前田あきら） どうも御苦労さまでした。

以上で陳情についての口頭陳述は終わりました。

それでは、陳情2件について、一括して当局の説明を求めます。

○熊谷健康局長 よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、陳情2件について、一括して御説明申し上げます。

まず、陳情第185号六甲病院の移転中止と灘区の地域医療を守ることを求める陳情について御説明いたします。

六甲病院は、令和3年に国家公務員共済組合連合会から医療法人若葉会に開設者変更を行っていますが、当時の事前協議の際にも、施設の老朽化、狭隘化が進んでいること及び将来的な建て

替えが必要であることを述べられています。

本市は昨年５月に若葉会から移転・建て替えを検討していることについて説明を受けました。

また、地域の医療関係者に対しては、神戸市医師会、現在の所在地の灘区医師会及び移転予定地の東灘区医師会へ説明が行われ、東灘区医師会会員向けの説明会は、要請に基づき２回行われたと聞いています。

現時点において、移転・開設に必要な病院の開設許可手続である事前協議等は始まっていない状況です。

陳情の１点目の灘区内の地域医療を守り、住民に安全で持続可能な医療の提供を続けるため、神戸市は医療法人若葉会に対し、六甲病院の東灘区への移転を中止するように強く働きかけを行うことにつきましては、５月に説明を受けた際に、現地や灘区内での建て替えの可能性について確認を行いました。

若葉会からは、現病院敷地は急傾斜地に面しており、工事車両の進入等が難しく、現地での建て替えは困難であり、近隣や灘区内で移転先となり得る土地を探したが見つからなかったと聞いております。

病院の設置場所については、病院自らが確保・決定するものであり、市として移転を中止するよう要請することはできないと考えております。

次に、陳情の２点目の灘区の地域医療を守るため、万一、六甲病院が移転した後も当該地域に医療機関を設置する努力をすることにつきましては、六甲病院が東灘区に移転する場合には、六甲病院が現在果たしている住民への医療の提供が滞ることがないように、周辺医療機関へ引き継ぐことを含めて、六甲病院として万全を期すよう働きかけていきたいと考えております。

今後、移転・開設手続を進めていく上では、現在地及び移転先の医療関係者の意見を求めるため、医療機能や連携に関して御意見があれば、必要な調整を行っていききたいと考えております。

本市としては、地域医療提供体制を守ることは行政の役割と認識をしており、医療資源の配置状況や人口分布、地形的な要因なども勘案しながら、地域全体として必要な医療が確保できるよう、引き続き努めてまいります。

続きまして、陳情第186号北区長尾町宅原での済生会兵庫県病院と三田市民病院の統合病院の建設中止を求める陳情について御説明いたします。

済生会兵庫県病院と三田市民病院は、医師不足や施設の老朽化等の共通の課題を抱え、それぞれ単独では将来にわたって地域の急性期医療を維持・継続していくことが困難な状況でした。

そこで、本市と三田市が共同で設置した北神・三田地域の急性期医療の確保に関する検討委員会で議論を行った結果、再編・統合することが望ましい旨の報告を令和４年３月にいただき、三田市との連携協約の締結や、公の施設の区域外設置に関する協議など、議会での議決もいただきながら、現在、済生会兵庫県病院及び三田市と連携して、新病院整備に向けた取組を進めているところでございます。

陳情の１点目の病院予定地は、開発を抑制すべき市街化調整区域にあり、自然や緑をなくす計画であり、巨大な病院建設地としてふさわしくない。現予定地での開発計画は中止することにつきましては、新病院の整備予定地については、検討委員会での報告を踏まえ、両病院の中間地点付近であること。救急搬送を円滑に行うために、幹線道路沿いであること。400から450床規模の病院整備に必要な面積が確保できることといった観点から、北区長尾町宅原を候補地とし、地元自治会の方々への説明・協議を行い、了承をいただいたところでございます。

次に、陳情の２点目の神戸市長が三田市に出した環境影響評価事前配慮書についての意見書に対する対応を全面的に履行できないならば、開発を許可しないことにつきましては、環境影響評価事前配慮書に係る市長意見書に対しては、事業者である三田市より全ての項目について適切に対応する旨が示され、神戸市環境影響評価審査会において審査した結果、今後については、事業着手後に事後調査結果の報告を求め、履行を確認していくこととされています。

開発許可については、事業者が三田市であるため、いわゆる開発許可ではなく、協議の成立により開発許可があったものとみなすこととなりますが、法令に明記された許可基準を満足している場合は、開発を認めることとなります。

環境影響評価事前配慮書についての意見書に対する対応につきましては、この基準に含まれていないことから、開発の手続ではないということとなっています。

本市としては、開発に係る協議や環境影響評価事前配慮書についての意見書に対する対応について、誠実・着実に実行するよう三田市に働きかけてまいりたいと考えております。

北神・三田地域の急性期医療を守り、充実するためには、現予定地において再編・統合を進めていくことが必要であると考えており、今後も令和12年度中の新病院の開院に向けて着実に取組を進め、北神・三田地域の急性期医療を守ってまいりたいと考えております。

以上、陳情２件について御説明いたしました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（前田あきら） 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

まず、陳情第185号について御質疑はございませんか。

○委員（味口としゆき） 六甲病院の問題について伺いたいと思います。９日の予算特別委員会の当局の質疑で、六甲病院の働きかけは桜ヶ丘市住の跡地問題以外は何ら神戸市として行っていないということが明らかになったと思います。陳情者が申し上げたとおり、短期間で1,700人近い署名が寄せられています。この住民の声や要望をぜひ六甲病院側に神戸市として伝えていただきたいと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○梅永健康局部長 先ほど局長の答弁でも申し上げましたとおり、我々は若葉会のほうからは、５月に移転の計画ということで考えているということをお話を伺ってございます。

我々としたしましては、先ほども申し上げてございますが、その際に現地での建て替え、もしくは近隣、灘区内での適地はないのかといったようなことについて問いかけをしたところ、探したけどなかったというお話でございました。

また、以前に味口委員のほうからも、桜ヶ丘住宅についてお話をいただいた、そのことについては再度六甲病院のほうには、こういった土地もあるようだということで、我々としては伝えましたが、そこにつきましても、土地の形状、面積等から、やはりそこでの建て替えというのも難しいということをお話を伺っているところでございます。

我々としては、やはり伺った市民の方、地域住民の方のお声というものは我々としては認識してございますし、そのことについては六甲病院のほうにもお伝えはしたいとは思いますが、やはりどこのところに病院を建てるのか、設置場所等につきましては、まずは開設者側が考えるべきことでありまして、我々としたしましては、そういった情報があれば御提供はいたしますけれども、今、我々のほうで、現地で建て替えろ、また近くで建て替えろということで場所を指定するようなことはできないというふうに考えてございます。

○委員（味口としゆき） いろいろ言われましたけど、1,700人近い住民の声があるということは伝えるんだという答弁だったと思うので、伝えて、六甲病院がどういう対応だったのかっていうのは、また後刻お知らせいただきたいと思いますけど、その点どうでしょうか。

○梅永健康局部長 そういった署名を市として頂いたということについては、六甲病院には伝えま
すし、その際に六甲病院のほうからどういったような、そのことについての考え等について、六
甲病院から伺えば、また機会があればお伝えはさせていただきたいというふうに思います。

○委員（味口としゆき） 分かりました。梅永部長は、配置替えがあると思うんで、後の方にぜひ
伝えていただいてね、そこは継続して教えていただきたいと思いますと思ってます。

ちょっと話を進めますと、予算特別委員会で当局は六甲病院が現在果たしている地域住民につ
いての医療の提供、この機能は、やはり周辺の医療機関に引き継ぐことも含めて、まずそこを万
全を期していただくよう六甲病院に働きかけていきたいと、こういう旨の答弁がありました。万
全を期すということを考えた場合に、周辺の医療機関に引き継ぐよりは、たった4年で移転する
よりは、この灘区の地にね、きちっと六甲病院がいてもらうっていうことが一番万全を期すこと
だと私は思っているんですが、その点はいかがでしょう。

○梅永健康局部長 すみません、先ほどから申し上げておりますように、現地での建て替え、また
周辺での候補地というのが見つからなかった中で、このたび、東灘区のほうへの移転ということ
で六甲病院のほうは考えておられるというところでございます。

もちろん、今の現病院がその場で全く同じ形で診療行為を止めることなく建て替えができれば、
当然それが一番万全を期すということであるのは、それはそうかというふうに私も思いますけれ
ども、やはり実際問題としては、それが無理な中で、やはり地域全体として医療を守っていく、
住民の方が今現在受けておられる医療、それを滞りなく周辺の医療機関への引き継ぎ等を含めて
やっていくということが今のこの状況下の中では最も万全を期す形ではないかというふうに考え
てございます。

○委員（味口としゆき） 六甲病院の言い分は言い分でいいとは思うんですよね。もう仕方ないと。
だとしても、神戸市としては万全を期すのはこの場所ですよということを、もうちょっとね、六
甲病院に強く、僕は申し上げていただきたいと思いますと思ってます。これは要望にしておきます。

それで、六甲病院は東灘区の深江で工事を進めようとしています。それで、働きかけるならば早
いほうがいいと思うんですね。例えば、こういう署名があるから、どうなんだっていうこともや
るっていうんだったら、今後のタイミングとか、スケジュール感、これはどのあたりでお示しい
ただけるんでしょうか。

○梅永健康局部長 先ほど局長からの答弁でも申し上げましたとおり、今現在は、開設許可に向け
た手続としての事前協議自体がまだ始まっていないと、そういう状況でございます。

今、六甲病院のほうからの話として聞いておりますのは、大体今年度半ばぐらいから実際の病
院の設計等に入っていったら、2027年半ばぐらいに実際の本体の工事を着工していくと。それまで
の間に開設許可の手続ということで事前協議等を進めていく、そういった形で向こうから申請が
来ると思ってございますので、その段階で、事前協議の中で、また地元、今現在の灘区、また移
転候補地先の東灘区の医療関係者の方の御意見等をしっかりと我々としても求めていきたいとい
うふうに考えてございます。

○委員（味口としゆき） その際にね、ちょっと前回の局審査でも僕が気になってるのは、その近
隣の医療機関なり医師会なりの意見を聞くっていうことは、もうこれは大事だと思うんです。こ

れはやってもらったらいいと思うんです。ただ、陳情者も言われましたように、やっぱり近隣で困ってる方の意見とか、現在の患者さんとか、利用者さんとか、そういう人に説明会なり、要望を聞くっていうことも、これもぜひ必要だと思ってまして、やっぱり患者さんが言っても、いやまだ決まってないんですわいうてお医者さんから言われたとかね、そういう意見が結構あって、どうなるんだっていう不安が地域にはあるわけなんで、その本当に患者さんとか、近隣の人の意見聞くっていうことも若葉会と一緒にあってね、やっぱり僕、神戸市としてやっていただきたいと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○梅永健康局部長 このたび、移転をするということになりましたら、周辺の住民の方々、今現在現病院に通っておられる方々——患者の皆様ですね、当然大きな影響があるということは我々も認識しておりますし、その点は、先ほど申し上げました5月に話を聞いた際にも、やはりそういったことは大きな影響がありますので、やっぱり市民、住民の方、今の患者さんに対しても説明というのは必要だということを我々のほうからは既に述べさせていただいておるところでございます。

六甲病院のほうも、実際にまだ、いつ段階というようなこと、現時点で予定が詳しく決まってるわけではございませんが、当然、今、病院を実際に運営しているところでございますので、ここに通っておられる患者さんと含めて、利用されてる方々への説明というのは当然必要というふうに六甲病院のほうも考えておりますので、その点につきましては、今後も利用者の方々に対しての説明会の必要性というものは働きかけていきたいというふうに思っております。

○委員（味口としゆき） それはそれで六甲病院にやってもらいたい。それはやるんだっていうことではいいと思うんです。ただね、僕はずっと気になっているのは、これ局長の前の回答だったと思いますけども、地域医療を守る観点として、市としても調整をしていきたいと、さっきも同趣旨の回答あったと思うんです。この点、重要だと思うんですけど、僕は病院任せにしてほしくないなと思ってるわけね。つまり、本当に六甲病院を使ってる方とか、近隣の方がどう困ってて、どういう要望を持っておられるのかっていうのは、僕は神戸市としても聞いていただきたい。実際に足を運んでね、やっていただきたいというふうに思ってるんですが、局長、そういうことをやってほしいんですけど、どうですか。

○熊谷健康局長 梅永部長が再三答弁しているとおりでございますけれども、まずは周辺の住民の方及び六甲病院にかかられている外来患者の方、あるいは入院患者の方、スケジュール的には先ほど申し上げたようなスケジュールになりますけれども——に対して説明を尽くすというのは六甲病院にまずやっていただかなくはないといけないというふうに思っております。その上で、実際に開設許可の手続ということになった場合には、地元の自治会、今回の場合ですと、現在の灘区、それから移転候補地とされている東灘区の医師会の医療関係者の意見を聞いていくということになりますので、その中で、六甲病院にその地域医療を守るという観点で要請する意見が出てくれば、それは市としてきっちりと調整をしていきたいというふうに考えております。

○委員（味口としゆき） ぜひやって——まあ今後の経過を見ながらということだと思っただよね。やっぱり、結局ね、地域の医療とか地域のお困り事に応えるっていうのは、六甲病院はもちろんやってほしいし、やったらいいんだけど、やっぱり一番責任持たなあかんのは僕は神戸市やと思ってるんです。やっぱり神戸市が、やっぱり市民の不安とか懸念の声に寄り添うんだと。できる限りそこを一緒にあって解決するんだっていうことをね、そこはやっぱり行政の何て言うのかな、責任というか、責務だと僕は思ってるんですが、コメントあればお願いできますか。

- 熊谷健康局長 地域医療提供体制を守るというのは行政の責任だというふうに思っております。
- 委員（味口としゆき） ぜひその立場で、本当に近所の人、高齢者の人もそうやし、それから若い子もね、やっぱり近所に病院がなくなったら困るという声が、結構、鷹匠の子とか高羽の子も言うてるんで、そういう意見もやっぱり、よく行政として聞いていただきたいし、反映していただきたいなと思います。要望して終わります。
- 委員長（前田あきら） 他に御質疑はございませんか。
（なし）
- 委員長（前田あきら） 次に、陳情第186号について、御質疑はございませんか。
- 委員（堂下豊史） 186号、陳情では、神戸市長が三田市に提出した環境影響評価事前配慮書に係る意見書に対する対応を全面的に履行できない場合は開発を許可しないことが求められています。
- これに対し、先ほどの説明では事業者より全ての項目について、適切に対応する旨が示されたとし、神戸市環境影響評価審査会において審査した結果、事業着手後に事後調査結果の報告を求め、履行を確認していくとされております。
- しかしながら、事業者の見解を見ますと、努める、検討するといった抽象的な記載にとどまるものがあり、市長意見が求めている調査・予測・評価が必ずしも十分とは言えない項目も見受けられます。
- 特に排水、地下水、生態系といった項目においては、予測や影響評価が十分に示されていないと感じるものもあります。こうした状況において、事業者が全ての項目について適切に対応する旨を示したと評価した根拠について、まず当局の見解を伺います。
- 中西環境局副局長 すみません、今、委員御指摘の部分につきましては、まず三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編・統合による新病院整備事業につきましては、市条例に基づく第2類事業に該当する事業でございまして、その手続につきましては、環境影響が第1類事業と同程度であるおそれがないと判定された場合に、その後の環境影響評価手続を行わず、事後調査手続を行うと市条例で定めているところでございます。
- この判定に当たりましては、神戸市環境影響評価審査会において事前配慮書に係る市長意見に対する事業者の見解について、それぞれの専門的な立場から審査された結果、各項目に対する対応が適切であると判断されたところでございますので、それを根拠に申し上げている次第でございます。
- 委員（堂下豊史） 1類とか2類とかいうのが、先ほどの説明でもありませんでしたし、ちょっと私よく分かってない部分もあるので、そのあたり、少し教えてほしいんですけども、1類に比べて2類は何か規模が小さいとか、そういう趣旨でなんですかね。
- 中西環境局副局長 おおむね委員がおっしゃるとおりでございます。
- 委員（堂下豊史） とはいえ、市長は事業者、すなわち三田市に対して意見を示されてますし、それに対する意見が、いわゆる予測あるいは調査をしてくださいと、こちら市長は言ってるにもかかわらず、十分ではないものが見受けられるんですね。でも2類であれば、それは不十分であっていいということなんですかね。そもそもの話なんですけど。
- 中西環境局副局長 この判定願の内容につきましては、先ほど申し上げましたとおり12月17日に提出されまして、その内容につきまして審査会の中で精査した結果、その調査・予測・評価が必要とした項目も含めまして、事業者の対応については適切であると判断されているところでござ

いまして、それによって環境影響評価手続を行う必要はないと考えられるとの御意見をいただいたところでございます。

- 委員（堂下豊史） そしたら、環境影響評価審査会ですか、その議論を少し教えていただきたいんですけども、その審査会において、先ほども御説明にありましたように、事業着手後に事後調査により履行確認を行うとされています、審査会ではね。しかし、市長意見では、繰り返しますが、本来、調査・予測・評価が求められております。なぜ事前に調査・予測・評価を十分に行うというか、行わせるのではなく、事後調査による確認という手法が、もう今回、結果的に審査会で取られたのか。特に、排水、地下水、生態系における予測の不十分さについて審査会として、そもそも論点として、議論がされたのか。そのあたりも教えてほしいです。

さらに、そのような状況であれば、状況で手続を進めることをどのように判断されたのか。事業者の見解が不十分であれば、審査会に付す前に、神戸市として事業者、すなわち三田市に不十分だという旨を付して、戻すべきではなかったのかなというふうにも考えます。そのあたりの当局のチェック機能、あるいは市民目線での確認が十分であったのかについて御見解を伺いたいと思います。

- 中西環境局副局長 少し繰り返しになりますけれども、この事業につきましては、12月17日に判定願というのが事業者より提出されまして、審査会におきまして市民意見と、判定願の内容を精査した結果、先ほど委員申されました排水、地下水、生態系も含めまして調査・予測・評価が必要とした項目含めて、事業者の対応は適切であると判断されているところでございます。

それで環境影響評価手続を行う必要はないと考えるとの御意見をいただいているところでございます。

なお、事業者の対応を当局が事前に精査して差し戻すという対応というのは現在行っていないというところでございます。

- 委員（堂下豊史） 先ほど伺った内容で1点、もう1度確認なんですけども、そもそも論点として、これ、例えば水質なんですけども、これは市長は影響を確認してほしいと——する必要があるというふうに求めているんですけども、その見解の中に、そのあたりが記載としてないようなんですけども、そのあたりがそもそも論点になったんですか、審査会で。

- 中西環境局副局長 水質の結果につきましては、1点が環境基準を超える項目も、ヒ素がございましたので、その内容も含めて、この審査会の中で審査したというところでございます。

- 委員（堂下豊史） 個別の項目、少しこれから続けていきたいんですけども、その前に、先ほどの御答弁でありました、いわゆる神戸市側として事業者の見解を見たときに、違和感というか、これ十分ではないと思えば、そもそも、何て言うんですか、仕組みとして戻すことはできるんですか。もう1度これは意見をもう少しきっちり書いてほしいとか、そういうやり取りってできるんですかね。

- 中西環境局副局長 我々としましては、事務方としましては、審査会の運営上必要となる最小限のチェックというのを行っています。

- 委員（堂下豊史） そのあたりは今後の課題だと思うんですけども、繰り返しますが、市民目線を見たときに、これ予測って言ってるのに予測ないやんかって思う部分があるんですね。そのあたりは、審査会は専門家の方が様々な角度で、いろんな事例を御経験の上で審査されるので、何て言うんでしょうかね、そのあたりについてのチェックが十分働いてないような印象も、個人的には受けてるんですね。なので、そのあたりはちょっと個別のこれから論点聞かせていただき

ますので、整理をしていきたいんですけども。

次は水質ですね。水質は対策ではですね、ごめんなさい、意見は対策ではなく、先ほども申し上げましたように、地下水の水質調査を行って、事業実施による影響を確認してほしいという趣旨で意見が出てるんです。

一方、事業者の、すなわちヒ素ですね、地下水にしたら、具体的にはヒ素ですね、ヒ素がどのように広がり、どこに影響が及ぶのかといった影響を評価する必要があるのではないのかなという趣旨で書かれていると私は理解しているんです。

ところが、事業者の見解ではその点が具体的に触れられず、いわゆる今後の対応を——ごめんなさい、見解では、ボーリング調査した結果であるとか、あるいは今後の対応が書かれてましてね、一番心配になる影響が、市長はそのあたりを懸念して書いてるんじゃないのかなと思うんですけども、そのあたりについて触れられてないんですね。そもそもヒ素が含まれてるってということが見解で述べられてますので、その影響について、どのように想定しているのか。例えば、それほど広がる、この辺りの地下水の流れを見ると、それほど影響、広がるおそれがないであるとか、あるいは一定、モニタリングもしなければならないといったことを市民目線で見ると気になるんですね。そのあたりについて、当局としてどのようにお考えなんですかね。

○**中西環境局副局長** 事業者がこのボーリングを行いました結果、先ほど委員おっしゃられたように、1地点から環境基準を超えるヒ素が検出されています。その原因につきましては、その地層に含まれる泥岩によるものでございまして、そこから僅かな浸出がございまして、その調査の結果、その範囲につきましては局所的なものと判断されています。

加えまして、その地点においては掘削などの作業も行わず、供用時の地下水利用も行わないとすることから、ヒ素を含めまして、地下水の拡散による周辺への汚染の拡大はないものと考えているところでございます。

また、その泥岩が確認されまして、地下水調査を行っていない場所周辺でも切土などを行うような場合で、地下水が確認された場合におきましても、地下水をくみ上げて、一時的に貯水タンクで貯水して、基準に適合していることを確認した後、放流するなど適切に対応するとしているところでございます。これらの対策につきまして影響は生じないと判断したものでございます。

○**委員（堂下豊史）** ありがとうございます。それは当局の見解であり、審査会でも議論になったということで理解していいですか。

○**中西環境局副局長** はい、そのとおりでございます。

○**委員（堂下豊史）** 分かりました。事前にいただいた事業者の見解にはそこまで書かれてませんでしたので、聞かせていただいた次第です。限定的だということが一定、何て言うんですかね、今示されましたので、そのところは安心しました。

次、排水なんですけども、こちらも隣接する農業用水路ですね、付近は田園地域ですし、やっぱり農水路への影響ってやっぱり懸念されます。

である以上、市長も意見として言ってるように、その影響を事前に予測してほしいというふうに意見として書かれてるんですけども、事業者の見解を見ますと、排水についての対策が示されているんですけども、そもそものその前提となる排水の量ですね、それが十分に示されていないというふうに思います。

対策を取る以上、その影響となるそもそもの——影響を評価するためには、そもそもどれだけの水が発生するのか。素人なりに考えると、いわゆる今の木を、森というか、木を切りますので、

一定、雨水の貯水能力が損なわれることから、いわゆるコンクリートになった上を流れることで、今まで木の根っこに吸収されてたものがされなくなるので、それは心配なんですね。

なので、そもそもそれがどれぐらいの量発生して、どのぐらいの量を対策として抑えていくんだということがないので、不安になるんですね、この見解を見てますと。そのあたりについても、そもそもの、そういう量が示されていない中での、この対策の妥当性について御見解を伺います。

○**中西環境局副局長** 工事の実施に伴う排水としましては、雨水排水も措置されるんですが、その雨水排水につきましては、工事の実施に伴い流出しないように、まず仮設水路や土砂止め等の対策を図るとしているところでございます。

さらに、仮設沈砂池に集水いたしまして、濁りの低減を図った後、その上澄みを排水するというふうにしているところでございます。

この審査会でも、これらの対策が妥当であると判断されたものでありまして、この状況において専門的見地から量の予測が必要であるという意見も出されていないというような状況でございます。

○**委員（堂下豊史）** 沈砂池についても、見解で書かれているんですけども、繰り返しますけど、この沈砂池についても、その沈砂池を設計する際に、容量っていうんですかね。沈砂池の容量を決めるときにも、大体これぐらい流れそうやから、これぐらいで受けれるとか、あるいは流れ出さないように対策を取るということですけども、それにしても、何て言うんでしょうかね。そこからあふれてしまうことも考えられないでもないのかなと思うんですね、心配し過ぎかもしれませんが。ですので、繰り返しますけども、そもそもの工事による立木とかを伐採することによって、水がどれだけ雨水が増えるのか、流れてくるのかっていう予測がないままで、しつこいんですけども、くどいんですけども、問題がないと判断すること自体、疑問が残るんですね。そのあたりは、先ほどの水質については一定、審査会で議論がされたようなんですけども、そもそものどれだけの量が出るのかなって、これ大体予測されてるんですかとか、そういうやり取りが審査会で、どうも今の御答弁ではなかったように思うんですけども、そのあたりいかがですか。

○**中西環境局副局長** 沈砂池の容量につきましては、開発区域の面積によりまして、一定の算定式がございまして、その式に基づいて十分な開発区域の面積に相当する用量をきちんと確保しているという状況でございます。

○**委員（堂下豊史）** そういうことがあるっていうことも今教えていただいたんですけども。なので、審査会では、そういうことも専門の方が分かった上で、是とされてるんでしょうけどもね、一方で、当局に——神戸市に申し上げたいんですけども、とはいえ、いわゆるここで調査・予測と市長が言ってる以上、そもそもの前提となる水の量は、三田市さんどうですかというやり取りは、審査会にかける前に——専門家の方は敷地面積によって大体このぐらいの池造ついたら大丈夫やということなんでしょうけども、それはそれで一定の、何て言うんでしょうかね、科学的な知見もあつてのことだと思えますけども、繰り返しますけど、市民目線で当局として、そのあたりのチェックを、この事業者の——三田市の見解を見たときに、持っていただければなと思うんですけども、そのあたりいかがですか。

○**中西環境局副局長** 今後の手続の中でも、事後調査報告という中でも、意見の実施状況というのは確認してまいりますし、何かその際に問題となるようなところがございましたら、必要な措置を講ずるように事業者に対して指導していくという形になると思います。

○**委員（堂下豊史）** よろしく申し上げます。量のことばかり申し上げてるんですけども、見解を

見ると、濁りの低減という表現も見られるので、そもそも、市長の意見として懸念しているのは、農水路への量というよりも、濁りなんですかね。

○**中西環境局副局長** 恐らくそうだと思います。

○**委員（堂下豊史）** であるならば、一層しっかりとした対策を求められると思います。

しつこいんですけども、量の予測がないまま、様々な対策を打っても、やっぱり流れてしまうと、濁ってしまいますので——と思いますのでね、市民目線で考えると。それらについても、今後、いわゆる事後で評価していくってことです。周知の住民の方の立場になって、十分な対策、あるいはモニタリングをしていただければと思います。

それと3つ目ですけど、最後ですけども、3つ目ですね、植物、動物、生態系ですね、このあたりについても確認をしておきたいんですけども、市長はいわゆる複数年の調査と評価をこの意見で求めているように思います——求めています。そのような中、見解では単年度調査にとどまっているような印象を受けるんですね。これは、もちろん複数年やろうと思ったら、複数年かかりますので、単年度の結果しかここでは出せないのかなという印象も受けるんですけども、単年度調査における評価をもって、よしとしてるのか、あるいは今後、複数年にわたって、令和12年ですかね、ごめんなさい、何年でしたっけ、開設は。12年まで、複数年まだありますので、そこまで複数年調査をするという前提での環境保全措置が取られるという判断なのか、そのあたりも教えていただければと思います。

○**中西環境局副局長** この事業による動物・植物・生態系への影響につきましては、去年の2月、3月、6月、10月に調査実施してるわけなんですけども、このほかにも、今年2月から7月にかけて現地調査を行うこととされておりまして、単年度にとどまるものではないということです。

また、判定通知におきまして、動物・植物の現地調査を確実に実施して、その結果を調査実施後速やかに審査会に報告するよう通知しているところでございまして、貴重な動植物等が確認された場合には、その審査会等の意見を踏まえながら、希少種等の保存を図っていきたいというふうに考えています。

○**委員（堂下豊史）** ここの、しつこいんですけど、市民目線で見ますと、複数年、今7年でやって、8年もやる予定なんですけど、その後もう9年も10年も、それを求めているのではないのかなと思うんですけども、それをやる前に、ここは環境保全措置取れるというような判断になってしまっているのではないのかなという印象も受けるんです。なので、影響調査して、あれだけの木を伐採しますので、やはり生態系には影響があると思いますし、それはいわゆる複数年の調査の中でしっかりと観測をしながら、この生態系は守られているなど、これは少し、例えばですけどね、分かりませんが私、例えば絶滅危惧種がいて、例えばですよ、それが心配だということにもなるかもしれませんし、ここについては、この検討結果が本当に十分であったのかなという印象は受けるんですけど、そのあたりいかがですか。同じこと聞いてるんですけど、いかがですか、改めて。

○**中西環境局副局長** おっしゃられた点につきまして、先ほど申し上げましたとおりでございますけども、まずその後、工事着手後の状況につきましては、先ほど申し上げました、水質のところでも申し上げましたけれども、事後調査報告の中で、この動物・植物・生態系への影響につきましては把握していくことになりますので、その中で確認していきたいと思います。

○**委員（堂下豊史）** もう終わりますけども、意見として申し上げておきますけども、やはり事後

調査の中で分かってきて、事実がもう、何て言うんですかね、もう、極端に言えば遅い状況も、この生態系については考えられると思いますので、その点については、いわゆる、繰り返しますけれども、審査会にかける前に、しっかりと事業者に対して、そのあたりの趣旨も、今後は課題としてあるのかな——おっしゃっていただくことが今後の課題としてあるのかなと思います。

まとめますけども、予測のいわゆる裏づけがないままの対策で妥当と判断する今回の進め方は、市長意見等の趣旨の関係においても、また再三申し上げている市民目線から見ても課題が残るといような印象を受けてます。

今後は事前の調査、予測評価をより重視した運用となるよう、神戸市として進めていただきたいなというふうに求めていると思います。また、事後の調査を、報告をしっかりと求めているので、十分な履行確認ですね、それも行っていただきたいことを求めて終わりたいと思います。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑はございませんか。

○委員（岡田ゆうじ） 今日ちょっと、もう黙っていいのかなと思ったんですが、堂下先生の情熱にちょっとあてられまして、私もちょっと今聞いてて変だなと思ったのは、その市長意見の中で予測・評価等を実施する必要があると書いてあるんですね。今の当局の答弁だと、いや審査会では、もうそもそもその必要がないのでしませんでしたと。それだったら、その市長意見を出すときにね、市長が——久元市長がお出しになるときに、こんな予測なんていう言葉を使って、まずそんなことをやることになりませんか、こんな予測なんていう言葉はもう市長、意見に載せたらあきませんよと、当局が言ってあげるべきだったんじゃないの。だって、今まさにこの三田市長に出した、この市長意見で、この予測・評価を実施する必要があるとまで書いてんの、審査会でその必要がないってばねられたら、それは久元さんのメンツが立たないじゃない。それは当局として、多分こうなりませみたいな、今のお話だと。この規模からして、まずその必要はないから大丈夫ですみたいな話だったんであれば、久元さんが意見出す前に、そういうことを調整してあげるべきだし、結果、予測等の評価を行って、ほら、そうでしょうと、全然安心だったでしょうと。問題ないでしょうということが、当然なるんでしょうけど、それをやってもらえたら安心できるというのが今の堂下先生の御意見や市長意見だったと思うんで。だから、市長意見にこうやって当局として書かせたんであれば、もうやるまでもないぐらいの安全なことなだけで、じゃあ予測も評価もやりますというのが普通の行政の進め方なんで、ちょっと、どうしてそこで対立が起こってしまったのか、そごが起こってしまったのか、ちょっと疑問というか、不思議だと思ってるんですけど、そこについて答弁はありますか。

○中西環境局副局長 すみません、先ほど具体的に堂下委員からございました、まず水質の点を捉えますと、水質につきまして予測・評価と申し上げておったところなんですけど、そもそも工事排水自体を出さないという事業者からの対策が述べられましたので、我々としても、それならば、その後の水流とか予測・評価まで要らないだろうというような判断を審査会のほうでなされたというところがございます、事項によって、そのあたりは予測・評価要る場面も当然のことながらあるだろうと思う中で、今回につきましてはそのような対策を示されたというところで、審査会として了としているというところがございます。

○委員（岡田ゆうじ） その事業者とのコミュニケーション不足もあるのかなと思うんですが、ヒ素に関しても、例えば、じゃあ、タンクでためておいて、その都度対応するから大丈夫ですということなんですけど、それ今、その事業者がおっしゃった。例えば、ここの市長意見の中でも、下

水接続を行う場合、下水接続を行わない場合と、両方について予測・評価を実施する必要があると書いてあるんです。だから、下水接続をしようとしまいと必要があるということを書いてるわけなので、だから事業者の返事を聞いてみたら、市長意見っていうのは、全然ちょっと違うことを言っていましたから、もう大丈夫ですみたいな、何かそういう話だったのかなというふうにも今の流れを聞いてたら取れなかったわけですけども、これだけ何回も何回も何回も何回も予測・評価、こういう場合でも、こういう場合でも予測・評価をしてほしいと市長は書いているのに、これら全ての前提を、事業者の提案というのは全部はねのけたわけですね。事業者の意見を聞いてみたら、市長のこの評価してほしい、必要があるという懸念は全部的外れだったっちゃうことをおっしゃってるわけですか。

○**中西環境局副局長** 下水接続のお話につきましては、配慮書手続の後、下水接続するということになりましたので、一般の生活環境への影響というのは、下水接続することによって排除されるということで、その予測等も不要というふうな判断になったという次第でございます。

○**委員（岡田ゆうじ）** 下水接続を行う場合も調査・予測・評価を実施する必要があると書いてあるので——市長はおっしゃってるので、何度も言うとおりの、もちろん北区の住民の方が一番これ心配しておられると思うんですけども、私としてはそういう市民目線のことも大事だけど、一番はやっぱり、さんざんこれだけでもめてですね、結局神戸市に置くことになったんです。三田市長は神戸に建てるなんてとんでもないと、法外な値段を取られるみたいなことまでおっしゃってたわけです。それでも仲よくやっていこうということで、神戸市と三田市は協力して建てることになったんです。だから久元市長の市長意見というのは重いんです。それを今この議会の場で明確に、いや、久元さんはそう書いてるけど、審査会で却下されました。あんまりそんな必要はないとされましたっていうのは、ちょっと我々としても心外というか、よい話ではないので、なぜそれを事前に当局で調整できなかったのかっていうのがすごい疑問としてあるし、やっぱり神戸市としても、この病院を建てることに我々は大きく歓迎をしているわけですけど、それは三田市の全て一方的な話で進んではならないと。神戸市に建てるんですから、その思いは我々とても強いわけです。だから大歓迎をしているけれども、やっぱり市長の意見というのは、しっかり守っていただきたい。そして、皆さんとしては、それはもう十分以上守られましたという答弁がこの場で聞けるように、それはもうちょっとうまくやっていただきたいと思います。それだけ述べて終わります。

○**委員長（前田あきら）** 他に御質疑は。

○**委員（味口としゆき）** ちょっと細かく今日お聞きしますけれども、これだけ地元の議員から声も出て、与党みたいな議員の方からも意見出ると、こうなってるんですから、あんまりこう決めたからってということで進めずに、必要な調査とかそういうことをやっぱりもう1度僕はやるべきじゃないかなと、今質疑聞いて思うんですが、その点いかがですか。

○**中西環境局副局長** 我々としても、今まで環境影響評価手続の中で、条例に基づいて事業者のほうに手続していただいて、その内容につきまして学識経験者、専門的知識を有する審査会の先生方に意見をお聞きして、最終的に事業者のほうに意見等を伝えているところでございますので、一定の審査はきちんとされているものというふうに理解しています。

○**委員（味口としゆき）** そうなんだけど、それでもこんだけ議会で疑問が出るわけやからね、そこはやっぱり踏まえるべきじゃないかっていうことだと思うんです。

ちょっと細かく聞いていきます。1つは地下水調査でヒ素が出てきた。先ほどもありました。

それで、これ判定願いの4の14とか22に記載があつて、地下水の調査及び対応について、これは4の13かな、判定願いでは。ヒ素及びその化合物について、No. 8の地域について地下水環境水準は0.01に対して0.027と基準値を超えてると。これへの対応を書いてるんですけど、どうも僕納得できないなと思ってるんですけど、どういうふうに理解していいか、まずお示しいただけますか。

○**中西環境局副局長** 委員今おっしゃられたところにつきましては、まずその要因としましては、その地層に含まれる泥岩であつて、局所的なものと考えられるというのは先ほど申し上げたとおりでございます。その部分につきましては、今後の対応なんですが、掘削もしないで、盛土のみを行う場所であるということから、地下水の拡散というのはないというふうに述べているところでございます。

○**委員（味口としゆき）** 僕もまさにそこに疑問があつて、盛土をするから拡散しないと。でもね、その同じ文書の中で、地下水調査を行っていない場所周辺で、切土を行う際に地下水が確認され、くみ上げる必要が生じた場合っていうのを想定してるでしょう。だから、全部が全部調査したわけじゃないし、その時点は盛土だったっていうこと言うんだけど、まだ調査してないところもあるっていうことを認めているっていうのも、明らかに僕はこの評価っていうのも間違ってるんじゃないかなと、矛盾してるんじゃないかなと思ってるんですけど、その辺どう考えたらよろしいですか。

○**中西環境局副局長** 地下水調査ですね、もちろんボーリングを伴うものなので、ポイント、ポイントで把握して、それを基に拡散状況等も推測するわけなんですけど、今委員おっしゃられた部分につきましては、切土というと、地下の部分に触れることになりますので、そういうところで地下水が確認されて、くみ上げる必要が生じた場合にはタンクに貯水して基準に適合していることを確認した後、放流するという対応をするというふうに述べているところでございます。

○**委員（味口としゆき）** あのね、まずポイント、ポイントでやるというのは分かるんです。全部調べるわけにいかないから。ポイントで出てきたら、いろんなところをもうちょっと調べて、これで万全だつていうふうにやっぱりならないとまずいと思うんですけど、何でそんなことをきちんとやらないのかなっていうのがすごく僕は素人ながら疑問なんですけど、いかがですか。

○**中西環境局副局長** 冒頭委員がおっしゃられたNo. 8という地点の付近でも同じように事業者のほうで地下水の調査を行ってますが、そこでは出ていない、地下水のヒ素が出ていないというような結果でございますので、この影響につきましては局所的やという判断をしているところでございますので、そういう理由でございます。

○**委員（味口としゆき）** でも、調査してないところもあると書いて、それで、先ほど中西さん言われた点だよ、一時的に貯水タンク等に貯水し、基準に適合していることを確認した後放流するというのは、まだまだ可能性否定できてないと思うんです。

この放流するっていうことも、一方で、これ別のところで事業実施区域及びその周辺の動植物への配慮事項として、長尾川支川——鹿ノ子川及び長尾川の河川環境の保全を守るとこういうことも書かれているわけで、みだりに放流するとかいうのは、やっぱりこの河川への影響は免れないんじゃないかなと。先ほどもあったように、そんな大きい貯水タンクをそこに造ることもできないと思うんで、すごく僕は矛盾、この文章読んだだけでね、矛盾してるなと思うんですけど、その点はどうでしょうか。

○**中西環境局副局長** その部分につきましては、貯水タンクにつきましてはきちんと——現在のところ

ろ、局所的な状況やというふうな認識でございますので、貯水タンクできちっと貯水して、基準適合したものを放流するという対応としては、審査会も含めて了としているところでございます。

○委員（味口としゆき） それでは僕ちょっと了としたらあかんの違うかなと思うので、それは意見として言っておきます。

2つ目に、動植物の問題についてちょっと疑問がありまして、いわゆる新病院整備事業に係る判定結果では、動物・植物・生態系、農地の整備等に伴うことで、希少種だけでなく周辺環境の生態系全体を移植するという視点、これが言われて、ビオトープを整備することが望ましいとされてるんですが、そういう植物とか動物を守る上で、ビオトープだけで大丈夫なのかなと、これと思ったんですが、その点はどう考えたらよろしいですか。

○中西環境局副局長 委員おっしゃられるように、希少種を保全する措置として、1つ水辺環境、ビオトープへの移設と併せまして、哺乳類等につきましては周辺の類似環境への退避を行いまして、周辺環境維持に努めるとしているところでございますので、そういうのも含めまして判定願の内容に記載があり、その内容について先ほど審査会から——再三申し上げている見地から御審査いただいたというところでございます。

○委員（味口としゆき） ただね、そのビオトープの整備計画を見ますと、トノサマガエル、シュレーゲルアオガエル及びヘイケボタルの環境創出には、樹林地と水辺環境、これ括弧してましてね、水田・湿地環境が必要であると。湿地環境という点ではビオトープということなのかなと思うんですけど、その後ね、コオイムシ、コガムシについても、水辺環境——水田——これはもう水田だけですわ——が必要であると、こういう旨やられてて、こういうこと書きながら、何でビオトープなんかなっていうのも、ちょっと素人考えかもしれませんがね、やっぱり水田が必要って書いた以上、水田をちゃんと保全しないと、これらの希少動物の生態は守れないんじゃないかなと思うんですが、その点はいかがですか。

○中西環境局副局長 種を保全する上で、単にその希少種だけを移設するというわけではなくて、周辺環境の生態系全体を移植するという観点でビオトープを整備することが望ましいというふうなことを申し上げている次第でございますので、水田そのものではないかもしれませんが、そういう生態系全体を移植するという観点で御意見として事業者に伝えているところでございます。

○委員（味口としゆき） ちょっと変や思うんねんね、それ。僕が水田必要でしょうって、いやいや違うんです、ビオトープですって言うんだったら、その話成り立ってると思うんです、一定ね。自分の整備計画で水田が必要と書きちゃってるのにね、何でビオトープでええっていうことになるんですか。そこが僕は疑問なんだよ。そこ、いかがです。

○中西環境局副局長 まず、そのビオトープを整備する中で、農地の特に整備等に伴う畦とか、のり面の草地の表土を畦に利用するなど、その農地の、そういうのを含めて、周辺環境全体の生態系全体を移植するという視点でそのビオトープを整備することが望ましいというふうに申し上げている次第でございます。

○委員（味口としゆき） 何か、よく分からない説明で、それで納得できるのかなと思いますけども、水田って、必要って書いてるんだから、ビオトープではちょっとまずいんじゃないかなという事は申し上げておきます。

それからもう1つ、開発事業審査申出書では防災型場外離発着陸場っていうので、ヘリコプターの離発着の図も描かれてました。それで、びっくりしましたけど、建物の、僕は上とかにヘリ

コプターとめるんかなって。そうじゃなくて、職員用駐車場に、この災害時のヘリコプターの離発着場ついてるでしょう。そういうとき、職員の車っていうのはどうなるのかとかいうのは、どう考えたらよろしいんですか。

- 梅永健康局部長 ヘリコプターの離発着場でございますが、そもそも、このヘリコプターの離発着場につきましては、まず災害拠点病院であれば、必ず必須という状況ではございますけれども、そうでない場合、今回の新しい新病院は災害拠点病院という位置づけではございませんので、必須のものではない。ただ、この新病院の場所でありまして、やはり何か起こった際に患者さんを受け入れることができるようにということで、臨時的な離発着場を設けるという形で今計画を進めているところでございます。

その場所として、今委員からお話ありましたように職員の駐車場を利用するということでございますが、当然、災害が発生した時間帯なり、その被害の規模等にもよるかと思っておりますけれども、当然夜間であれば、職員の車っていうのはその時点でとまっておりますので、その後そこは使えるように、当然その辺りのエリアを確保するといったことを考えていくことになりますし、また日中、職員の車があれば、当然そこを動かしてエリアを確保するという、そういう形になるかと思えます。

ただ、やはりそのあたりの、実際にどういう形で動くのかといったマニュアルというのは今後しっかりと整備していくというふうに聞いてございますし、その場合に周辺の事業者等の協力を得て、職員の車の移動先等も確保する方向で、いろいろ対応の検討を進めているというふうに聞いてございます。

- 委員（味口としゆき） 何か今の説明、変ですよ。これ防災型なので、何か、やっぱ災害想定で造ってるわけでしょう。夜になったら車いませんわいうて、そんなことあり得ないじゃないですか。災害になったら、夜だろうと昼だろうと、職員詰めてるんじゃないですか。どうですか。
- 梅永健康局部長 通常は災害が夜起こった際、その時点で職員の車がないという意味で、私すみません、御説明をさせていただきました。当然、災害が起これば、車が来れるような状況であれば、職員の方が車で駆けつけてくるというのは、今委員おっしゃったとおりでございますので、そういった場合は、当然その場所を確保するために、夜であれば、その時点で職員の車がとまっていないので、まずそのヘリコプターの発着場所というのは確保していく。昼であれば、既に職員の車というのはとまっていますので、やはりそこはもう当然、職員の協力を得てエリアを空けて、ヘリコプターの発着できるような形にするという意味で、すみません、申し上げました。当然、夜になれば、災害時であれば、夜であっても職員等来ますので、その場合の場所の確保等について、近隣の事業所等の協力を得て、移動先の確保なんかを今後対応を検討していくということでございますし、どういった形でやるのかというマニュアルについても、今後しっかりと整備していくというふうに三田市からは聞いてございます。

- 委員（味口としゆき） こんなけったいな計画で認めるわけにいかないと、本当思いましたよ。あのね、梅永さん、災害が夜起きても、昼起きても、それは結構ですわ。しかしね、そのときに職員の協力を得て車のけてもらうことを災害時にできるんですか。野戦病院化するじゃないですか、災害のときっていうのは。阪神のときもそうだったけど。そんなね、何ていうか、実際とかけ離れてるような計画で三田市はやろうとしているの。

- 梅永健康局部長 委員おっしゃいますように、災害時には野戦病院化する、そういったことというのは当然考えられます。それにつきましては、この新しい新病院だけではなく、神戸市内の各

災害対応病院含めて、災害が起これば、何かそのときに職員の協力を得て、いろいろなことに臨機応変に対応していくというのは当然必要でございますので、こちらの新病院において、緊急的な離発着場、そこを職員の駐車場で活用できないのではないかなというのは、少しそれは違うのではないかなというふうに思います。

○委員（味口としゆき） 多分、これ聞いている人、僕のほうが正しいと思うと思うよ。それは無理やわ。だって、患者さんは本当にどんどん入ってくるのにね、必要な協力やから、一遍のけてくださいって、そんなことできるわけじゃないじゃないですか。だから、ちゃんとしたところに離発着場が設置されてないことが問題だっていうことをちゃんと事業者に言うべきなんじゃないですか。

○梅永健康局部長 先ほど申し上げましたように、災害拠点病院ということであれば、ヘリポートの発着ができるようなことが施設の要件となつてございますので、それは当然、それをしていないと災害拠点病院の指定は受けられないということでございます。

ただ、こちらは災害拠点病院ではございませんので、それを予定してございません。ですので、ただ、そうは言いながらも、災害のときに動けるようにということで、せめて臨時的にはヘリポートの離発着場ができるようにということでの対応でございますので、それがなければ駄目だというようなことではないというふうに思います。市内の災害対応病院等も全てヘリポートがあるというわけではございませんが、災害時にはそれぞれマニュアル等に従って活躍していただくということになりますので、新病院でもそのような形で——ただ場所が場所ですので、せめて駐車場を臨時的に活用するという点については、あらかじめ念頭に置いた上で、マニュアル等の整備を進めていくということで今検討を進めているというふうに聞いてございます。

○委員（味口としゆき） 僕別にここの病院造るのが正しいとも思ってるわけじゃないし、先ほどの委員と違って、歓迎もしてない立場ですよ。ただね、そうであったとしてもね、わざわざ離発着場いうて絵まで描いていながらね、使えるときもあれば、使えんときもあるんですと。これは災害拠点病院じゃないから要件にはなつてませんなんていうことで、何のために描いとんかということになるじゃないですか。変ですよ、これ。もう意見はいいわ、それは。おかしいです。

それから、ちょっと車の出入りの問題も地域の人、懸念をされてて、北神中央線とか市道宅原線などの交通渋滞、これ長尾南交差点で、やっぱり渋滞が発生するんじゃないかとか、それから北側、南側も、3か所出入りするようになってると思うんですけども、バスとか救急車、職員の車、これが交通量が多い北神中央線に出るっていうのは、やっぱり危険があるんじゃないかということですし、それから救急車を南側から入れるっていうのも、これも大丈夫ですかっていう意見あるんですが、その辺どう考えたらよろしいですか。

○白井都市局副局長 道路の幅員、あるいは渋滞等の対策、あるいはその基準につきましては、今建設局なり、公安委員会のほうと事業者が適宜協議を進めているという状況でございます。

北神中央線は現状におきましても長尾交番前交差点周辺をはじめとしまして、頻繁に渋滞が発生する路線というふうに認識してございまして、公安委員会から三田市のほうに対しましても、本事業に伴いますその自動車交通量、この増加に伴いまして渋滞の悪化、あるいはその出入りが不便になると、しにくいというようなことも想定されますので、関係機関と連携しまして必要な対策を講じられたいというような意見が出されてございます。これに基づきまして、今事業者のほうでどのような対策ができるか、関係機関と協議を行っているというような状況でございます。

○委員（味口としゆき） 全然対策として、はっきりしてないのが現状だということだね。

○白井都市局副局長 そうです。それぞれの項目につきまして、今事業者が協議を行っております。

例えば、北側の宅原線のこと、あるいは東側になりますね、入り口になります宅原10号線、それから当然北神中央線につきましても、それぞれのところで今協議が進められているというふうに聞いてございます。

○委員（味口としゆき）　そうですって言っちゃうのもどうかと思いますけどね、これで事業が進んでいくわけなんでしょう。るる聞こうかなと思ってたけども、車の対策1つ取ってね、まだ協議している段階ですとかいうことでは、もう全然この計画自体が安心できないっていうこと、今言っちゃってるんじゃないですか。いかがですか。

○白井都市局副局長　それぞれまだ決定はしておりませんが、協議は進めております。例えば、北神中央線につきまして、長尾交番前交差点について言いますと、例えば南進をして右折するというようなコース、アウトレットのほうに向かう交通というのが大変ございますので、例えば、その右折レーンを延伸するということについて、これ建設局のほうで、その病院の開設の計画と合わせてそういったことができないかということについても検討したりとか、それぞれの場所場所で今具体的な検討が進められているというふうに聞いてございます。

○委員（味口としゆき）　何か問題が山積しているような気がしますけども、ちょっと言われてるのはね、予定地関連の道路だけじゃなくて、抜け道になるだろう宅原線の予定地より東側、鹿の子台へ通じる10号線ってあるんですかね——の交通量が増える対策は全くないと、こういう指摘を地元の方から聞いているんですが、そのあたりはどうなってますか。

○白井都市局副局長　すみません、今建設局との協議状況、事細かには把握しておりませんが、今その問題についても建設局のほうで認識をしておりますので、しっかり事業者のほうと対応を検討しているというふうに聞いてございます。

○委員（味口としゆき）　建設局の人にも出て来てもらったほうがよかったんじゃないかなと、今日の協議はね、思いますけども、議会に対してもこれぐらいの説明なわけで、やっぱりね、地元の人に対する説明会は、広く行うべきではないかと聞いてます。鹿の子台の自治会の人には特に通過道路になるためね、50メートルの範囲しかやらなくていいじゃないですか。でも、そうじゃなくて、その交通の問題、まさに協議している問題について、地元にも説明に行くし、意見も聞くっていうことは当然求めるべきだと思いますが、その点いかがですか。

○白井都市局副局長　開発の手続の条例におきまして、住民説明の対象は開発区域面積が3,000平米以上の開発の場合は、今お話ありましたように開発区域の境界から水平距離が50メートルの範囲の住民となっておりますけれども、それだけではなく、それに加えて、その50メートルの範囲が含まれる自治会などの地域団体、この中には、例えば里づくり協議会とか、そういうものも含まれますけれども、そういったところから求められた場合には、その地域団体に対しても説明会を開催するということになっております。

求められた場合と書いておりますけれども、今回の場合につきましては、三田市に対しまして、やっぱり円滑に事業を推進するために、これらの自治会等の地域団体にも早期にちゃんと説明をするということはこちらからも働きかけでございます。

○委員（味口としゆき）　それはしっかりやっていただくように求めておきます。

それで最後、土砂の搬出ですね、これはトラック1日50台っていうことで、相当な期間搬出させるのは、どういうふうに出していくのかって、これは北神中央線という混んでるところにどんどん出していくんですか。そのあたりはどうなってるか、ちょっとお示しいただけますか。

○白井都市局副局長　残土の処分につきまして、その処分先ですとか、処分ルートにつきましては、

まだ工事の施工者が未定のため、決まっていないというふうに聞いてございます。工事着手までに関係機関との協議を行いまして、関係法令を遵守した適切な方法にて処分するというふうに事業者からは聞いてございます。

○委員（味口としゆき） 分かりました。分かってないですよ、交通渋滞とか、そういうことがやっぱり懸念されてるところに、やっぱりこれだけの土砂搬出の問題が出てくるっていうのは、非常に懸念もされる問題なので、注視もしていただきたいし、対策をしていただきたいと要望して終わりたいと思います。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑はございませんか。
（なし）

○委員長（前田あきら） では、この際、健康局の所管事項について、御質疑はございませんか。

○委員（堂下豊史） 精神保健分野における困難事例対応、今日、さきの予算特別委員会で質疑した内容も含めまして、精神保健福祉相談員についても数点質疑をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

さきの予算特別委員会において、精神保健分野の困難事例の対応は区役所において、精神保健福祉相談員だけでなく、保健師も担っているとの御答弁でした。精神保健福祉相談員についてはセンター会の関係者から各区に配置されているものの、基本は2名配置であり、区によっては1名となっているところもあると聞いています。

また、精神保健分野の業務の負担感からすると、2名体制では対応が追いついていないのではないのかなという懸念する声も聞いております。

しかし、多職種アウトリーチ支援の対応実績が2桁に上る区もあれば、1桁にとどまる区もある中で、この困難事例は1件当たりの負担が大きいということは理解をいたしますが、現場が懸念をされている対応が追いついていないという、この現場感覚と、この対応数が区によって2桁のところもあれば、1桁のところもあるという、この関係について、まず御見解を伺いたいと思います。

○熊谷健康局長 各区の精神保健福祉相談員につきましては、令和3年度より現在の各区2名体制になっております。1名体制の区はございません。

精神保健福祉相談員は主として精神症状により、自身や他人を傷つける可能性が高い方など、緊急性が高いケースの対応、それから強制的に入院をさせられたような方に対し、入院中から退院後も長期的に安定した生活ができるよう、継続支援を主に行っているところでございます。

区の保健師につきましては、令和2年度の201名から、コロナ禍で採用を進め、令和6年度には、その1.5倍の300人体制となっており、急速に体制強化をした結果、現在約3割が採用3年目までの職員となってございます。

そのため、職員の経験によって支援に差が生じないように、保健師が地域担当をグループ制で対応しており、全ての保健師が精神保健に関する相談を行えるよう、研修などを通じてスキルアップに努めているところでございます。

保健師が精神保健福祉の関係で対応に困ったときには、精神保健福祉相談員と協力しながら、支援を行っており、現在の精神保健福祉相談員の体制に大きな問題があるというふうには捉えてございません。

区ごとの件数の差につきましては、予算委員会の場合でも申し上げたんですけれども、地域特性や往診できる医療機関、それから重度精神障害者にも対応できる訪問看護事業所、困難事例に対

応できる計画相談事業所の有無など、地域のサポート力に起因する様々な要因が影響しているというふうに考えられますが、区で精神保健福祉に携わる職員の経験の違いも影響しているというふうに考えております。

多職種のアウトリーチ支援につきましては、自傷・他害に至る前に早期発見・早期支援で、早期介入で重症化を予防するということを目的にしているものでございまして、そのアウトリーチの数が少ない区の対応が追いついてなくて、そういった事象が増えているというような形にはなっていないというふうに考えてございまして、対応が追いついていないという現場の声と、アウトリーチの実績につきましては、直接的には関係は小さいのかなというふうに考えておりますが、そういった現場の声が上がる背景につきましては、担当職員個々人の経験の違いが影響している可能性があるというふうに考えてございまして、その声につきましては真摯に受け止めたいというふうに思っております。職員1人1人が経験を積んで専門性を高めていけるように、ロールプレイなどの研修内容を活用し、さらにスキルアップに努めていきたいと考えております。

○委員（堂下豊史） 御答弁ありがとうございました。

確認ですけれども、2名配置、精神保健福祉相談員。現場からは、1名という声も聞こえてきたんですけど、今の御答弁からすると、基本的にないけれども、例えば御病気とかで例えばという形で欠けてたときに1名やったんですか。ちょっとその現場の御意見が、僕も確認しますが、そのあたりが。改めて整理なんですけど、すみません。

○熊谷健康局長 先ほど申し上げましたように、令和3年より2名体制を継続しておりますので、そういったことはないというふうに捉えています。

○委員（堂下豊史） 分かりました、ありがとうございます。

そもそもの話を今日は教えていただきたいんですけども、いわゆる精神保健福祉相談員なんですけども、国家資格である精神保健福祉士ですね、この方と制度上の位置づけといたしますか、なぜ精神保健福祉相談員なのか、精神保健福祉士でなく精神保健福祉相談員をつけられたのか。あるいは、精神保健福祉相談員というのは、そもそもの資格というか、専門性というか、一定担保されてる前提で伺っているんですけども、その精神保健福祉士さんなんですかね、イーコール、精神保健福祉相談員というのは資格として。そのあたりの制度上の整理が私の中で不十分なもので、この質問をするに当たって確認をさせていただければと思います。

○森井健康局副局長 精神保健福祉相談員は、必ずしも精神保健福祉士の資格を有している者ではありませんで、国が決めております一定の研修を受講した者が精神保健福祉相談員というふうに名のることができることになってございます。

○委員（堂下豊史） 一定の能力を有した方が現場に張りついでいただいているという理解を今させていただきます。一方で、局長から御答弁がありましたように、経験とかもやっぱり大きく、本当に大変な分野ですので、経験とかも大きく影響しているのではないのかなという視点も私もありますし、その観点で次の質問をさせていただきたいんですけども。

分科会審査では、区ごとの件数の違いについては、いわゆる地域特性や連携できる医療機関の状況、重度精神障害者にも対応可能な訪問看護事業所、困難事態に対応できる計画相談支援事業所の有無など、いわゆる地域のサポート力の違いに起因する様々な要因が影響している、こういうことも要因としてあるんだという趣旨の御答弁だったかと思います。であるならば、本庁として、その要因や対応状況を把握し、必要に応じて支援や調整を行う体制が求められているのではないのかなと思うんです。

私は、先ほどの局長の御答弁とは矛盾というか、ちょっと意見は違ひまして、いわゆる十分な、潜在力はどこの区にもあるんだけど、対応すべきお方ですね、そういう潜在数はあるんだけど、それが結果的に相談に結びついてない。結果的にサポートに結びついていないという仮定で、今日ちょっと質疑させていただいているんですけども。ところが、そういうことではないという趣旨の御答弁だったかと思うんです。

少しちょっと横にそれましたけども、いわゆる、各区の要因、例えば計画相談支援事業所が少ないとか多いとかいうことが、要因としてあるという形でおっしゃるのであれば、御見解を示されるのであれば、本庁として各区の対応状況、あるいはその業務量をどのように把握をされて、どのように管理をされているのか。現場は現場で大変なんですけども、本庁の管理体制として御見解を伺えればなと思うんですけど。

○森井健康局副局長 各区の対応状況の把握ですけれども、地域のサポート力などにつきましては、各区において日々の相談支援の状況でありますとか、関係者を集めた精神障害者支援地域協議会、それから意見交換会などで把握をさせていただいている状況でございます。そういった状況に応じまして、各区において支援者を対象に、横のつながりをつくるための連絡会を開催したりだとか、支援方法についての研修会、勉強会などを開催をしている状況でございます。

また、本庁につきましては、各区の精神保健福祉に関する相談件数、それから相談内容を日々確認できる体制となつてございまして、それらを見ながら、必要に応じて小グループでの研修でありますとか、事例検討を行うなどの技術的支援を行わせていただいているところでございます。

また、各区で実施しております精神障害者支援地域協議会のほうに本庁からも出席をさせていただきまして、そこで出た意見でありますとか課題というのは、把握をさせていただいているという状況でございます。

あと、現在実施しておりますアウトリーチ支援ですけども、こちらにつきましても本庁の職員のほうが各区に出向きますので、各区の職員と共にケースの対応等をさせていただきながら、状況を把握しているというような状況でございます。

各区における精神保健福祉相談対応の体制につきましては、職員の経験によって支援に差が生じないように、保健師がグループで地域を担当しておりまして、全ての保健師が精神保健に関する相談が行えるように、研修などを通じてスキルアップに努めているところではございますが、まず保健師のほうが精神保健福祉の関係で対応に困ったときは、精神保健福祉相談員と協力しながら支援を行っておりまして、現在の精神保健福祉相談員の体制に特に大きな支障はないというふうに考えているところでございます。

しかしながら、若手職員が非常に多いということで、繰り返しになりますけども、職員の経験の違いによって、対応に差が生じてしまっている可能性がございますので、現場からの対応できてないという声が出ないように、今後も研修等を充実させていきながら、さらなるスキルアップに努めていきたいというふうに考えてございます。

○委員（堂下豊史） 繰り返すんですけど、2桁の区と1桁の区の違いは、いわゆる経験によるものが大きいというふうに理解をすればいいんですか。

○森井健康局副局長 経験の違いもちろんありますし、先ほども少しお伝えしたような地域のサポート力の違い、それから例えば地域の特性ですね、広域でありますとか、あとそれから単身者が多い地域ですとか、そういったことも大きく影響しているのかなというふうに考えてございます。

○委員（堂下豊史） ですから、いわゆるサポート力の違いによって差が生じているということがあるのであれば、あるいは経験によって差が生じているとあるのであれば、それに応じた配置をする必要があるのではないのかなと感じるんですね。いわゆる各区2名で同じ数を配置されるのではなく、例えば相談支援事業所が少ないところであれば、少ないから数が少ないのであれば、少ないところには精神保健福祉相談員の方をより手厚く配置することで、より地域のお困り事に対応できるのではないのかなというふうに感じるんですが、そのあたりはいかがですか。

○森井健康局副局長 精神保健福祉相談員は、より専門性の高いケースに対応させていただいている状況でございまして、それ以外の地域からお困り事等にまず対応するのは、各区におります保健師ということになってございます。保健師も今全員が精神保健に対する対応もするような体制にさせていただいておりますので、その保健師のほう为抓手と対応できるようなスキルを身につけるということが、まず大事になるかなというふうに考えてございます。

それと併せまして、地域ごとに事業所等どうしても偏在がございしますけれども、そういったところはしっかりと横の連携を取ったりするような形を取らせていただいて、事業所が少なくても連携を取ることでカバーが効くでありますとか、あとそれから個々の事業所のスキルアップを図るような体制も取らせていただいて、少しでも精神の症状でお困りの方に対応できるような体制というのを整えてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員（堂下豊史） 計画相談支援事業所が少ないところは横の連携で、例えばカバーをしていくという形の御答弁だったと思うんですけども、それがなかなか十分できてないから、この差になっているのではないのかなと私は今感じてます。また現場の御意見も聞いていこうと思いますけれども、今日の御答弁を踏まえて。そのあたりの分析を、より一層やる必要があるんじゃないのかなと思うんですね。例えば、2桁のところは、ここの計画相談支援事業所が多いんですかね、例えば。

○森井健康局副局長 アウトリーチ支援の件数が非常に多いところというのは、計画相談支援事業所の件数が多いからたくさん相談が上がっている、対応件数が上がっているというわけではございませんで、区のほうが様々なケースを、一旦相談にかけるといような形で、アウトリーチ支援のほうに相談をかけているので件数が増えているというような状況になってございますけれども、例えば件数が少ない区につきましては、アウトリーチ支援のほうに相談をかけずとも、もう区の職員の中で対応ができていというような区でございしますので、その区の対応件数が多いから対応力がしっかりあるとか、少ないから対応力が弱いというようなことではないというふうに考えてございます。

○委員（堂下豊史） となると、先般の予算特別委員会の局長の答弁と少し矛盾してくるのが出てくるのではないのかなと今感じるんですけども。区ごとの件数の違いについては、困難事例に対応できる計画相談支援事業所——こればかり言いますけども——の有無など、地域のサポート力の違いに影響してるんだという趣旨の答弁やったんですね。その答弁と、少し今、副局長の答弁が矛盾しませんかね。地域のサポート力が弱ければ、それだけ対応に結びついていないんじゃないんですかね。そこの現場の入り口のところも、この事例はアウトリーチに結びつける事例だなという、そこの判断も、やはり区の保健師さんの経験とか力量にもよるところがあると思いますし、より均質化をしていく、サポート力に違いが出ないように。繰り返しますけども、事業所が少なければ少ない分カバーできるように、横の連携ではなくて、職員の負担に頼るのではなくて、それなりのというか、そこに焦点を当てた対策。例えばですけども、人員をそこにはより多

く置いていただくとか。

そもそも、少し話が戻るんですけど、なぜ各区等しく2名なんですかね。人口規模も違いますし、いわゆる高齢者率も違うと思いますし。例えば、あんしんすこやかセンターの職員さんなんかは、高齢化率に応じて増員をされてますよね。それは、やっぱりそれだけ相談件数が多いからだと思うんですけども。なぜ相談員さん、あるいは保健師さんも同数なんですか。そのあたりも含めて、少し。なぜその各区均等なのかなということを教えていただければなと思うんですけど。

○森井健康局副局長 精神保健福祉相談員の配置につきましては、先ほども申し上げましたが、特に対応が必要な緊急性の高い事案に対応するという事で、各区2名ずつという配置にさせていただいておりますが、委員おっしゃられますように、確かに人口規模によって相談件数等に差が生じているようなこともございますので、そのあたりも含めまして、保健師は各人口に応じて配置をさせていただいておりますので、保健師のほうはそのあたりも含めて対応するというような体制を敷いているところでございます。

○委員（堂下豊史） そのあたり、今日申し上げたかったことは、より一層の分析をしていただければなと思うんです。これでよしとはされてないと思うんですけども、何かよしとされているようなふうに私、聞こえてしましましてね。2桁のところと1桁のところ、いわゆるお困り事に対応している現場の対応の差じゃないんだと。これはいわゆるそれぞれの現場のやり方があるので、十分相談に対しては対応できているという趣旨で私、今、理解してるんですけども。違うければ、またおっしゃっていただきたいんですが。

ですから、くどいですが、このアウトリーチ支援事業の相談件数の違いが、予算特別委員会の局長の御答弁では、事業所数であるとか、あるいは医療機関の状況であるとかによって差が出てるんだという趣旨の御答弁でしたから。であるならば、それぞれの相関性を、医療機関が10あるとこと2つあるとこと、例えばですけども、それと相談件数に違いがあるのかないのか、そのところをより具体的に本庁として分析をされて、くどいですが、私は必要に応じた、いわゆるより専門性の高い精神保健福祉相談員の方についても、区ごと均等で2名じゃなくて、より必要性のあるところには配置が必要ではないのかなというふうに思います。改めて御答弁をお願いします。

○熊谷健康局長 予算特別委員会でも申し上げましたけれども、地域のサポート力による様々な要因が影響しているけれども、区の職員のそのスキルというのも影響している可能性があるというふうに、地域の医療資源のみのことを申し上げたつもりはございませんので、そういった意味で、区の精神保健分野に係る職員の経験の違いも影響しているということを申し上げたつもりでございます。

その上で、職員の能力の差、スキルの差、経験の差によって対応に差が生じないよう、その均てん化は図っていききたいというふうに思っています。

○委員（堂下豊史） 対応に差が生じているのであれば、それを研修等で補っていくということも、この間の予算特別委員会で御答弁ありましたので、そのところを改めて伺いたいなと思うんですけども。

いわゆる、研修について、これ予算特別委員会ではロールプレイとか、あるいはグループワークという形で御答弁ありました。去年の10月の常任委員会では、同趣旨の質問をさせていただいたときには、ロールプレイとか、あるいは事例検討とかという表現だったんですけども——これ

が事例検討、グループワークと同じような趣旨だと思うんですが、いずれにしても予算特別委員会で、質をより上げていく、高度なものにしていくための研修であるという。研修が必要だと私、申し上げたんですけども、いわゆる、来年度予算に向けての局長の御答弁でも、10月の常任委員会同様のロールプレイとかグループワークということをおっしゃったので、これは今までの延長のように私、聞こえてしまうんですね。なので、来年度、こういう現状がある中で、あるいは経験の低い、浅いで現場の対応力に差が出てるということを御認識なのであれば、予特でも発言しましたが、より高度なロールプレイとかグループワークが必要だと思うんですけども、そのところの御答弁が、ちょっと私、伝わってこなかったもので、今の課題を踏まえて、どう研修を高度化されようとしているのか、このあたりについても教えていただきたいです。

○森井健康局副局長 委員御指摘のとおり、職員も含めまして、各事業所等もそれぞれがスキルアップを図ることが、より充実した支援につながるというふうに考えてございます。現在は研修のほうは基礎的なものでありますとか、あとそれから応用編のような形で組ませていただいているところではございますけれども、確かに課題等も踏まえまして、より内容なんかも充実させていく必要があるというふうに考えておりますので、研修の手法としては、既に御答弁申し上げておりロールプレイでありますとか、事例検討を行うんですけども、その中身につきましては、今の課題を踏まえたような形で充実をさせていくことを検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員（堂下豊史） その中身というのは、例えば3年御経験の方はこの時点でこの研修を受ける、次は10年なんだと、例えば研究の機会がですね。それをもっと細分化していくとか、そういう私はイメージを持つんですけど。そういうことも含むんですか。

○森井健康局副局長 今、御意見いただきましたような形で年数を踏まえて受講いただくというものもございますし、あとそれぞれの職員の今のスキルのレベルに合わせて、この研修を受けてくださいというような形で設定するということも実施していこうと考えてございます。

○委員（堂下豊史） ぜひ高度化を、今しっかり御答弁いただきましたので、していただきたいというふうに思います。

最後に、くどいんですけども、改めて御答弁をいただいて、またちょっと現場の皆様とも意見交換させていただきたいと思うんですけども。改めての質問なんですけども、この区ごとのいわゆる支援体制の差が、件数差につながっているのではないかと私はいまだにまだ懸念してはいるんですが、であれば精神保健福祉相談員の重点配置、あるいは区をまたいだ広域的な支援体制の構築とか、各区2名にこだわることなく、具体的な是正策を講じていく必要があるのではないかといまだに思うんですが、改めて御答弁をお願いします。

○森井健康局副局長 先ほども答弁させていただきましたけれども、精神保健福祉相談員については、確かに各区2名ずつというふうな体制にはなっておりますが、保健師も含めて精神保健には対応するという体制を取っておりますので、体制自体に大きな問題があるとは思ってございませんが、ただ、繰り返しになりますけども、やはり個々のスキルの違いといいますか、対応力に差が生じているというのは、実際そういうことが起こっているなということも認識をしておりますので、そのあたりを少しでも均てんができるようにというふうな形で、今後、対応させていただきたいと考えてございます。

○委員（堂下豊史） 終わりますけども、本当、日々困難事例に対応していただきながら、現場で御苦労いただいている保健師さん、あるいは精神保健福祉相談員の方に、改めて私自身も敬意を

表させていただいて、その方を本当に地域でより貢献していただくためには、本庁のいわゆるマネジメント力も問われていると、より一層問われていると思いますので、どうかその視点に立った体制づくり、より高度な体制づくりをお願いして終わりたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（前田あきら） 他に。

○委員（味口としゆき） がん患者のアピアランスサポート事業について伺います。

去年の9月、決算特別委員会の局別審査で、前田委員長が、がん患者のQOLの向上や理解促進のため、入浴着の広報・啓発を求めて、神戸市独自で啓発ポスターをつくり、掲示の勧奨、入浴施設スタッフへの研究支援、入浴着をレンタルする温浴施設の拡大の推進を求めました。この際、当局は、厚生労働省のポスターを市内の共同浴場とか公衆浴場全てに行き渡るポスターを御用意させていただくと、森井さんが答弁されていますね。

ただね、僕、銭湯はほぼ毎日行ってるんですけども、見たことがないです、これ。ちょっと徹底が弱いじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○森井健康局副局長 この専用入浴着ですけれども、乳がんとか皮膚移植の手術を受けた後の傷が残っていることを気にされることなく、入浴が楽しめるようにということで開発されたものでございますけれども、決算特別委員会後の周知としましては、市内の入浴施設383か所に対しまして、入浴着着用と啓発の配慮を促すポスターのほうを送付をさせていただきました。また、市民向けのがん情報冊子、がんガイドというものを作成をしておりますけれども、そちらのほうにつきましても入浴着の着用のことを掲載させていただいて、これも10月以降になりますが、市内のがん診療連携拠点病院でありますとか薬局のほうに配架をさせていただいている状況でございます。

銭湯における入浴着の啓発のポスター掲示ですけれども、今まだ掲示をされてないということでもございましたので、改めて神戸市浴場組合の会長のほうに協力を依頼をさせていただいたところでございます。ポスターの掲示自体は、こちらから強制ということとはなかなか難しいんですけれども、今後も同会の役員会でありますとか、銭湯の監視の機会を通じまして、ポスターの掲示に御協力いただけるよう、直接事業者働きかけてまいりたいと考えてございます。

○委員（味口としゆき） ある銭湯で——灘区の銭湯じゃなかったんだけど、聞きましたら、どんなの来たって聞いたら、これ来てたと思うと。紙が1枚挟まっていたと。何か啓発か何かのお手紙みたいなのが入ってたんだけど。何で貼れへんねんって聞いたわけね。そしたら、貼っても誰も見いひんからとか何とか言ってます。それで、いやいや違うんやと。お困りの方がいらっしゃって、それは分かったってよと言うたら、探してくるわいうて言うてまして、僕は保健師さんみたいやなと思いましたけど。これね、やっぱり1個1個の銭湯に声かけていったらどうかと。銭湯好きな職員も後ろにいますからね。徹底してやるべきやと思うんですが、もう1点だけお願いできますか。

○木村健康局部長 銭湯につきましては、いろんな支援策ということもしておりますので、この入浴着の着用について、先ほど森井副局長から答弁はありましたが、浴場組合の役員会なども毎月定例会に開かれているときに、私どもの職員伺っておりますので、そういった場合も含めて——各銭湯、浴場組合の役員会は各支部の役員さんがずっと来られてますので、そこで各支部の会員さんにも周知をいただくように、改めて御協力は求めたいなと思っています。

○委員（味口としゆき） そこはしつこくやりませんが、御協力だけじゃなくて、もう直接やったらどうかなと思ってます。要望しときます。

それで、ちょっと今日、本題は、サポート事業でウイッグとか乳房補正具とか、補正下着は補助の対象になっていると。それで、入浴着は対象外となっているということですよね。それで、見ましたら、悪いのは兵庫県だよ。兵庫県がやりや僕はいいと思うし、神戸市は拡充してやってる面があると思います。そこは評価したいと思いますが、ただ、前田委員長が局別審査でやったときの当局の答弁は、ウイッグとか乳房補正具は日常的に使用していると。だから、就労・社会参加支援を目的としているけども、入浴着のように使用機会が限られているものは追加は難しいと。ここが僕は気になったわけです。銭湯というのは、まさに日常なんです。だから、使用機会が限られているということで追加しないというのは、僕はこれは道理ないと思っているんですが、その点いかがでしょうか。

○森井健康局副局長 その点につきましては、がん患者会のほうにも、ちょっとお声をお聞きを試みたところではございますけれども、入浴着がウイッグでありますとか、乳房補正具と同じ必要度かと言われると、そこはちょっと違うのではないかなというような患者団体からのお声もございまして、むしろこの事業——アピアランスサポート事業という事業ですけれども、そういった事業をまず少しでも多くのがん患者の方々に知っていただく必要があるということと、あとあわせて入浴着が何かということを知っていただく、まずはそちらのほうの方が大事ではないかという御意見を頂戴しておりますので、そういった意味でも入浴着のほうを広く啓発をしていく必要があるというふうに考えてございます。

○委員（味口としゆき） それはね、患者団体の人がどんな人かにもよるし、それはそれで尊重すればいいと思う。ただ、この間、質疑、前田さんがしたら、やっぱり反響返ってきて、よく言ってくれたという声も、やっぱりがん患者の人からは声がかかっているというのは、これ事実なんです。

それで、僕はやっぱり、それはこの銭湯の位置づけから皆さんは説いていったほうがいいと思っているわけです。さっきちょっと森井さんには見せたけど、古い本だけどね、衛生行政大要。ここね、やっぱり公衆浴場というのはちゃんと規定されてます。ここの行政大要では、公衆浴場とは、我が国では高温多湿という気候風土から、入浴習慣は衛生上欠かせないもので、銭湯として古くから庶民に親しまれてきたと。入浴習慣というのは衛生上欠かせないというものであれば、この位置づけから見て、やっぱりサポートする、補助するというふうに説いていかないとあかん。そんなふうに銭湯をちゃんと本で読んだのは初めてでしたけど。そういう意味持つてるなと思うんで、そこは考える必要あると思うんですが、その点、どうでしょう。

○森井健康局副局長 確かに銭湯の始まりといいますか、その公衆浴場の意味合いというのは、そういうものからスタートしたところはあったと思っておりますけれども。現在、各住宅のほうにお風呂のほうもかなりの率で普及しているというような状況でございますので、公衆浴場でこういった入浴着を使用できなければ、入浴することができないというような環境ではないというふうに考えてございますので、現時点では、まだこの入浴着のほうですね、アピアランスサポート事業の補助対象にしていくというようなことは考えてはございません。

○委員（味口としゆき） それはね、本当、冷たい答弁だと思いますよ。それって冷たいだけじゃなくて、皆さんが規定している条例との関係でも、それは違うと思う。それは、神戸市公衆浴場法施行条例で、これは第2条で、一般公衆浴場とは何かを皆さんが規定してるんです。こう書いてある、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして使用される。これが皆さんの規定です。ですから、森井さんが言われたように、スタートはそうだったけど、そうじゃないと

いうふうにはなっていない。今でもやっぱり日常生活において必要なんだというふうにされているわけです。

それで、このポスターは僕もよう見てます、皆さんがつくっているポスター。これはね、やっぱり条例の精神で書かれているんですよ。いつでも気軽に温まってなど。いつも気軽に心も体もぽかぽかに温めてほしいと。このことはね、がんで乳房を失っているとか、そういう傷がある、そういう人にも享受されるべきなんです。これは面白おかしくやっているわけじゃなくて、皆さんが条例上規定してる問題なので、いや、スタートはそうだったけど、家でもお風呂入れるでしょうということでは済ましてはいけないと私は思うんですが、その点どうですか。

○森井健康局副局長 繰り返しになりますが、まずは入浴着を着用して、そういった公衆浴場でも入浴をしていただけるということを、まず広く市民の方に知っていただくというところから始めさせていただくというふうに考えてございますので、先ほども申し上げましたけれども、その公衆浴場組合等と連携をさせていただきながら、御理解を求めていくというような対応をしてみたいと思っております。

○委員（味口としゆき） 理解を求めていくということは、大いにやっていただきたいと思います。ただ、やっぱり本当に銭湯の支援は気合入っているわけです、神戸市としてはね。非常に喜ばれている。そこにやっぱりこういう方が、困っておられる方、いらっしゃるんですからね、それも予算上、何十億かかる予算が必要なサポートじゃないと思いますよ。やっぱりこれぐらいは僕は、せめて検討していく、考えてないじゃなくて検討していくんだというぐらいは答弁してほしいと思いますが、熊谷局長、どうですか。

○熊谷健康局長 銭湯の役割につきましても、先生御紹介いただいたとおりだと思っております。公衆衛生の確保、それから地域コミュニティの確保といった面から、内風呂が主流になった現在でも意味を持つものだというふうに考えてございます。

一方で肌着、専用肌着の部分につきましては、現在確認するところでは、患者団体のほうからそういった御意見でございましたけれども、がん対策につきましては、がん対策推進懇話会のほうで御意見を伺いながら進めておりますので、まずは御意見を伺って検討していきたいと考えております。

○委員（味口としゆき） 分かりました。ぜひ前向きに、やっぱり入浴着が必要な方も、銭湯をやってはる方も含めて、まだまだ周知徹底足りてないと思うので、その点と併せて要望して終わりたいと思います。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑はございませんか。
（なし）

○委員長（前田あきら） 他に御質疑がないようでしたら、私のほうから質疑がありますので、この間、進行を副委員長に交代いたします。

○副委員長（浅井美佳） 前田委員長。

○委員長（前田あきら） 都市局の皆さんと環境局の皆さん、ずっといただいておりますけど、申し訳ありません。すぐ終わりますので、よろしくお願いいたします。

先日の委員会でも各委員から御議論ありました香害と化学物質過敏症対策について、何点か確認をさせていただきたいと思います。

保健所におかれましては、毎年5月12日、世界啓発デーに合わせた期間の啓発で、今年はより強化してデジタルサイネージも活用されるという御説明でした。前回の委員会で味口委員から、

他都市の事例も参考にして、香害そのものへの啓発や抗菌・消臭系も言及してほしいという当事者の声も紹介があったと思います。御答弁では、新たな知見も一度確認して啓発方法は検討させていただきたいとのことでしたが、改めて広報で今検討を考えている点を御報告いただけないでしょうか。

- 森井健康局副局長 来年度の対応になりますけれども、先ほど委員からも御紹介いただきましたとおり、啓発の強化ということで、区役所でありますとか、地下鉄の三宮駅等でデジタルサイネージも活用した啓発を予定しておりますけれども、いわゆる香害に関する啓発につきましては、今までは化学物質過敏症の啓発のポスターというものを作成をしておりますで、そちらのほうで周知をさせていただいていたところでございますが、香りが体調の不良を引き起こしたりとか、あと健康状態にも影響を及ぼすというようなことも言われているところでございますので、いわゆる香害に関連するようなポスターのほうも作成をさせていただく予定としてございます。

また、こういったポスターにつきましては、今後、市内医師会等関係機関とも連携をさせていただいて、周知・啓発を進めていくということと、教育委員会とも連携いたしまして、小・中学校におけるポスター掲示等も検討しているところでございます。

- 委員長（前田あきら） ありがとうございます。

先ほどの御説明の中で、抗菌・消臭に関する点については、今の検討状況はどうなってますでしょうか。

- 森井健康局副局長 抗菌・消臭に関しましては、まだ国のほうからしっかりそのあたりの知見が明確に示されておりませんが、現在、使用しております化学物質過敏症のポスターの中に、香りの有無にかかわらず、微量の化学物質に反応することがあるということも併せて啓発をさせていただく予定としてございます。

- 委員長（前田あきら） 新たに2つポスターを神戸市がつくって、医師会のほうにも持ち込んでやるし、啓発も努めると。事前に保健所の方にお聞きすると、デジタルサイネージでそのままポスターを掲示すると、かなり粗くなっちゃうので、そこも大分考えてつくるっていうお話だったと思います。前回、各委員からの御指摘と、保健所のほうでも前から検討していた内容だったと、結構符合していたというお話もお聞きしてたので、ふだんから当事者の声を傾聴させていただいて、対応していただいているなというふうに感じています。今回、新たな知見を取り入れた上で、香害ですとか抗菌・消臭の文言をポスターに入れるということですので、ぜひこれはホームページのほうでもバージョンアップしていただきたい、アップデートしていただきたいというふうに思います。

あともう1点、広報紙K O B Eの啓発のスペースについても言及があったかと思いますが、この点いかがでしょうか。

- 森井健康局副局長 広報紙のほうも、ちょっと大きめの紙面を確保させていただくことが可能になりそうですので、そちらのほうで啓発デーのときに合わせて掲載をさせていただく予定でございます。

- 委員長（前田あきら） ありがとうございます。

最後に、先ほど御答弁ありましたけれども、医師会との連携で今回、ポスター持って行って、新たに協議をされるということなんですけど、前回の答弁で、市民病院でも受診が可能だということをお知らせをちょっと検討したい、持っていきたいという話だったと思います。これもまた併せて病院のほうとも協議をされるということでよろしいでしょうか。

○井原健康局副局長 市民病院機構での通じたPRということですが、これにつきまして市民病院機構にそういったものを投げかけましたところ、化学物質過敏症については様々な症状があるということで、まずはかかりつけ医に相談をしていただいて、症状に応じて専門的な治療が必要な患者さんについては、地域医療機関からの紹介を受け入れていきたいというふうに考えているため、現在のところ、化学物質過敏症に特化した記事なり、そういうPRなどをする予定はないというふうに聞いてございます。

○委員長（前田あきら） ということでしたら、なおのことかかりつけ医のほうで、前回はショッキングな事例も紹介もされましたから、そういう対応が必要になってくると思います。あわせてそこから紹介されたものについては、市民病院機構でも診断書も発行できるというのが前日も答弁だったと思うので、引き続き丁寧に対応していただきたいというふうに思います。

あわせて御答弁の中で、商品や企業への苦情は消費生活センターでいろいろ寄せられていて、それが健康局保健所のほうにも情報提供いただいていると。双方で、先ほど教育委員会というお話もありましたが、連携しながら取り組んでいく必要があるという御答弁でしたので、ぜひ健康局や保健所に集まってくる意見をぜひ分析して、必要に応じて積極的に保健所のほうから情報も収集していただいて、業界やメーカーにもしっかりと働きかけていただきたいということを要望して、終わりたいと思います。

○副委員長（浅井美佳） それでは、進行を委員長に戻します。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑がなければ、健康局の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様に申し上げます。

午前中の審査はこの程度にとどめ、この際、暫時休憩いたします。

午後1時15分より再開いたします。

（午後0時12分休憩）

（午後1時15分再開）

（環境局）

○委員長（前田あきら） ただいまから、福祉環境委員会を再開いたします。

これより環境局の審査を行います。

それでは、報告3件について一括して当局の報告を求めます。

局長。

○柏木環境局長 どうぞよろしくお願いいたします。座って失礼します。

それでは、報告事項3件につきまして御説明申し上げます。

お手元にごございます福祉環境委員会資料の1ページを御覧ください。

第1「神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」に基づくばい捨て防止重点区域の指定について御説明申し上げます。

1. 趣旨につきまして、ばい捨て防止重点区域は、ターミナル駅など多数の人が集まり、区域外への波及効果が期待できる区域であることや、継続的かつ熱心な美化活動に取り組もうとしている区域であることを要件に指定をしております。このたび美化活動に対するさらなる意識向上や周辺エリアへの波及効果を期待して、阪神青木駅周辺地区をばい捨て防止重点区域に新たに指

定することにより、一層の美しいまちづくりを推進しようとするものでございます。

2. 指定区域の概要につきまして、指定区域の範囲は、東灘区北青木3丁目の一部及び青木6丁目の一部でございます。

指定区域の特色としまして、1つ目に、阪神青木駅周辺は、令和6年度に駅南側ロータリー及び北側側道が整備され、サークルベンチなどの設置により、周辺住民の憩いのスペースとなる反面、今後、ごみのポイ捨て等のリスクが高いこと。

2つ目に、駅周辺の整備に伴い、さらなる美化活動の機運が高まっており、これまでも地元の団体が実施していた駅周辺での清掃活動ほか、新たにポイ捨て防止の啓発活動の実施が検討されていること。

3つ目に、今後、高架下の利活用事業が予定されており、青木駅周辺を美しく維持することで、まち全体の魅力向上につながっていくことが挙げられます。

3. 指定予定日は令和8年6月1日を予定しております。

2ページに、今回新たに指定する区域の範囲を掲載しておりますので御参照ください。

3ページを御覧ください。

第2工事請負契約の締結について。

2億5,000万以上5億円未満の工事請負契約につきまして御説明申し上げます。

令和8年1月1日から令和8年1月31日までの期間におきまして該当する契約は、布施畑環境センター破碎選別施設2号投入コンベア更新工事の1件で、契約金額は4億3,670万円でございます。

続いて、追加協議事項、神戸市環境マスタープラン等環境関連の4計画の改定案について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

1. 概要につきまして、神戸市環境マスタープランは、神戸市民の環境をまもる条例に基づき、市民が健康で文化的な生活を営むために重要な、健全で快適な環境の確保に関する基本的な方針を定めるものでございます。分野ごとの目標や施策の方向性については、神戸市地球温暖化防止実行計画、神戸市一般廃棄物処理基本計画、生物多様性神戸プランの3つの個別計画に示しております。

改定に当たっては、近年、環境分野における課題が深刻化しており、これらに対応するためには、市民・事業者との協働が不可欠であることから、市民目線で分かりやすい内容とするとともに、計画に取り組む際の目安として環境行動ガイドを掲載しております。

2. 最終案につきましては、神戸市環境マスタープランを資料1として2ページ以降に、神戸市地球温暖化防止実行計画を資料2として19ページ以降に、神戸市一般廃棄物処理基本計画を資料3として84ページ以降に、生物多様性神戸プランを資料4として108ページ以降にそれぞれ掲載しておりますので御参照ください。

3. 今後の予定につきましては、令和7年度の策定、公表を予定してございます。

以上、報告3件についての御説明を終わらせていただきます。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（前田あきら） 当局の報告は終わりました。

これより質疑を行います。

まず、報告事項、「神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」に基づくばい捨て防止

重点区域の指定（「阪神青木駅周辺地区」）について、御質疑はございませんか。

○委員（外海開三） 今回、阪神青木駅周辺地区が、ばい捨て防止重点区域に指定されましたけども、先ほど局長の御説明の中で、地域が熱心に美化活動に取り組もうとしており、区域外への波及効果が期待できることから指定されたということであったと思いますけれども、これまでどのような経緯をたどって指定されることになったのか、今後、この重点区域からほかの地域にも広がったらいいなという観点で、ちょっとお伺いさせていただきます。

○中西環境局副局長 新たなばい捨て防止重点区域の指定につきましては、まず指定の必要性や指定する区域の範囲につきまして、地域団体と区役所で協議していただきまして、区役所から環境局に推薦していただくということにしております。阪神青木駅地区周辺につきましては、令和6年度に駅南側ロータリー及び北側側道が整備されたことに伴いまして、地域全体で利用者の意識、マナーの向上を図り、清潔で魅力ある駅前空間を維持していこうという機運が高まりまして、青木地区まちづくり協議会から東灘区に対しまして、ばい捨て防止重点区域の指定について相談があったというところでございます。

その後、東灘区よりばい捨て防止重点区域の指定について推薦がございまして、地域団体が美化活動を行っていること、今後もポイ捨て防止の啓発活動が検討されていること、あと当該区域を指定することで、地域住民の美化意識向上が図られまして、他地域への波及効果が期待できることなど、ばい捨て禁止区域の指定の要件を満たすことから、新たにばい捨て防止重点区域に指定することとしたところでございます。

本市としても、重点区域を中心に民間啓発員による啓発を行っていくこととなりますが、何よりもこのような熱心な地域の取組こそが、ポイ捨て行為の抑止につながるものと考えているところでございます。その重点区域につきましては、波及効果という意味で、駅前など不特定多数の人が集まる場所が対象となりますが、熱心に取り組んでいこうという地域がございましたら、活動状況や地域の実情などについて区役所と協議、確認していただきながら指定してまいりたいと考えているところでございます。

○委員（外海開三） ありがとうございます。

重点区域が、先ほども言いましたけれども、ほかの地域に広がったらいいなとは思っているんですけど、これ要件として、継続的かつ熱心な美化活動に取り組むことを要件としているとありますけれども、これ具体的に美化活動に取り組む期間とかというのは、何か定めはあるんでしょうか。

○中西環境局副局長 特に明確な期間というのは定めはございませんけれども、活動団体等がこれまでから継続して取り組んでいらっしゃるものが、1つの要件かなというふうに考えています。

○委員（外海開三） 分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑はございませんか。

○委員（植中雅子） 今、阪神青木駅の周辺のばい捨て防止重点区域、羨ましいなと思って、ちょっと聞かせていただきました。今、これ関連事項なんですけど、喫煙所についてちょっとお尋ねしたいんですが、私の住んでる北区近辺というか北区で、どれくらいの喫煙所というのがありますか、ちょっと教えていただけますか。

○中西環境局副局長 民間事業者まで設置しているかどうか、ちょっと今すぐに確認できないんですが、公設の喫煙所は今ない状況でございます。

○委員（植中雅子） 今ちょっとお聞きしているのは、鈴蘭台駅とか、西鈴蘭台駅、有馬駅、それから岡場駅、田尾寺駅と、これ皆、民間でしてくださっている分なのですか。

○中西環境局副局長 公設がないということです、恐らく民間ではないかなと思います。

○委員（植中雅子） 今この地域の住民の熱心な美化活動ということが、これ非常に大事なことだと思うんですけど。私が住んでる谷上駅の周りでも、木のベンチ、ぬくもりのあるベンチとか置いてくださってるんですけど、やっぱりポイ捨て、多いんですよ。これって同じように防止重点区域に指定していただこうと思ったら、地域の方が一生懸命頑張ってやらないといけないということですか。

○中西環境局副局長 先ほど申し上げましたように、指定の要件というのは、駅前などの不特定多数の人が集まりまして、区域外への波及効果が期待できる区域であること、あるいは継続的かつ熱心な美化活動に取り組もうとしている区域であることを指定の要件にさせていただきますので、そういう地域で、あと地域団体等からの指定の御要望がございましたら、区役所と協議していただいて、区役所から推薦を受けた後、地域による美化活動の状況、あるいは人の往来の状況など、地域の実情を区役所と検証、協議の上、指定していきたいというふうに考えています。

○委員（植中雅子） ありがとうございます。

じゃあ地域の自治会とかが一生懸命、これやりたいですよということを、意向を区役所のほうにお伝えして、それで初めてこれが前に進むということですね。分かりました、ありがとうございます。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑はございませんか。

○副委員長（浅井美佳） よろしくお願ひします。この、神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例についてお尋ねいたします。

そもそもこの条例で、今回は重点区域についてお話があったんですけども、多分、皆さんがこの条例を設定したときには、ポイ捨てを何せしないでくれという意識の下、設定されたのじゃないかなと思っております。実際、第6条には、市民等は道路・広場・公園その他の公共の場所にみだりにポイ捨てはしてはならないと。つまり、重点区域であろうがなかろうが、公共の場所にはポイ捨てはしてはいけないんですよ。それに違反したらいけないと。ただ、重点区域に設定されたら最大2万円かの罰金というふうに設定されているという理解で、まず合ってますでしょうか。

○中西環境局副局長 はい、そのとおりでございます。

○副委員長（浅井美佳） ありがとうございます。

であれば、そもそも公園等でポイ捨てはしてはいけないということが、市民に十分に伝わっていないんじゃないかなというのが、従来から問題意識でありまして、今回こういう条例についてのパンフレットを前からつくっていただいていて、今回、新しく区域が追加されることで、これもアップデートされるのではないかなと思うんですけども、これアップデートされる際に、そもそも公園等では禁止なんだと、ポイ捨てはしてはいけない——たばこも含めてね——ポイ捨てなんかは禁止だということを大きく書いてほしいというのが1つ要望であるんですけども、それはいかがでしょうか。

○中西環境局副局長 今、ばい捨て禁止区域につきましては、民間啓発員が音声を流しながら、人目を引くような啓発ベストを着用して、のぼりを持って巡回して、市内全域が路上喫煙をしない努力義務があることを啓発して回っているところでございます。あと、ポイ捨てされたごみを清

掃して、路上喫煙やポイ捨て行為に対する個別に注意を行っているところでございます。今、委員から御指摘のありましたところにつきましては、これからこのポイ捨て禁止の取組を継続していく中で、より効果的な広報、周知方法について検討していきたいというふうに考えています。

○副委員長（浅井美佳） ありがとうございます。

効果的な周知、検討方法については、もう2年前からずっとお願いしていることなんですけれども、引き続きそこはお願いしたいと思うと同時に、今、つくってくださっているパンフレットですね、誰に届けたいのかというのを考えていただきたくて。これ重点区域とか禁止区域をハイライトいただくのはいいんですけれども、これハイライトし過ぎることによって、そもそもそれ以外の所ではポイ捨てしてもいいんじゃないかというふうな思い込みも一部あるかと思うんです。ない人もいると思うので、そこはA Bテストとかしてほしいですけど。ちょっとそういう、そもそもしてはいけませんというのは、そんなちっちゃい字で書くんじゃなくて、そもそも論をちょっと大きく書いてほしいなというのも思ってます。

次に、今度は同じパンフレットのところで、路上喫煙についてもこの条例はカバーしているので、書いてくださっているんですね。こちら須磨海岸の所ですね。須磨海水浴場地区に関しては、海水浴期間中のみ禁止と書いていますけれども。環境のことも考えたときに、期間を区切る意味というのが、あまり思い当たらないんですけれども、こちら撤廃することはできますか。

○中西環境局副局長 今、神戸市のほうでは、平成20年度から、他の地域への波及効果を狙いとするシンボリックエリアとして路上喫煙禁止地区を設け、違反者に対する過料徴収を行っているところでございます。須磨海水浴場につきましては、特に海開き期間中は多数の市民や来訪者が訪れるシンボリックなエリアであるという状況で、利用客の喫煙マナー問題が顕在化する中で、管理者である港湾局のほうから、マナー改善の実効性を確保することを目的といたしまして、夏季の須磨海水浴場開設期間中に限定して、路上喫煙禁止地区に指定したという経緯があるというふうに聞いてございます。このエリアを通年化して、三宮・元町地区と同様に扱うことにつきましては、それによるどのような影響が生じることになるのか、慎重に見極めて検討していく必要があると考えているところでございます。

○副委員長（浅井美佳） ありがとうございます。

つまり、指導体制とか人員、運用負担のところが問題という理解で合ってますか。

○中西環境局副局長 それも1つだというふうに考えています。

○副委員長（浅井美佳） ありがとうございます。

それであれば、人の多さによって人員配置は変えていただければいいのかなと思いますし、わざわざ撤廃、書いてわざわざハイライトして、禁止じゃありませんよみたいなふうに目立たせるのは、あまり皆さんが目指されている方向とは反対方向なのかなと思いますので、一回、局の中でも見直し検討をいただければと思います。

今の2点に絡めてなんですけれども、そもそも兵庫県の条例で路上喫煙の話でいいですよと、公園内での喫煙禁止というのが定められております。それは建設局さんのホームページには書いてあるんですけど、環境局となると、公園じゃないから所管は別みたいな感じになってしまっているように見受けられてしまうので、路上喫煙の条例には確かに別の扱い、別の条例なので別の扱いなんですけれども、この話をするときには入れてもらって、公園での喫煙は禁止、公園でのポイ捨ては禁止、このあたりをちょっと今後、PRするときには徹底していただきたいですし、何なら改めて広報紙K O B Eとかでも言っていいただければと思うんですが、検討いただくことに関

してはいかがでしょうか。

○**柏木環境局長** 環境局で内部で議論するときも、ポイ捨ては環境で、受動喫煙は健康ではないかというような、内部で声が出ることがあるんですけども、決して喫煙所という形、また広報するという立場で、各局の取り組んでいる中身を横断的に、できる限り組織縦割りにならないような形で、広報に努めたいと思います。

○**副委員長（浅井美佳）** ありがとうございます。

ぜひお願いします。この条例1つ取ってでも、御局のホームページに2種類あるんですね。全部まとめていただいて、市民にとっても、ホームページを訪れる市民ってあまりいないんですけども、ちゃんと届くようにしていただきたいなと思います。

よく私、過料を上げたらどうかという話——ポイ捨てに関してはですね、お話しさせていただくんですけども、そういう方に出会ったら、なぜしてしまうのかみたいなアンケートも取って——外部のアンケート調査使ってもいいかもしれないですけど、取っていただいて、今の取組が本当に効果が出ているのかも、ちょっと見てもらうのもいいかなとは思っています。

関連して、やっちは駄目、やっちは駄目だけだと締めつけにも感じますし、喫煙者の方々には住みにくいまちになってしまうのかなとも思っています。喫煙所整備に関しては、皆さんのほうでもすごく力を入れてくだって、全国の中でもトップレベルの補助金を出してくださっているという理解をしています。先日の予算特別委員会でも大野議員から、民間の喫煙所に関して、賃料のほうですね、補助に入れないかというお話がありました。

そこで伺いたいんですけども、今は維持費のほうで270万年間出していただいていると思うんですけど、ほとんど満額使われているんでしょうか。

○**中西環境局副局長** 今、維持管理費としては申請額ベースなんですけど705万3,000円というところですので、満額までいってないような状況でございます。

○**副委員長（浅井美佳）** ありがとうございます。

それであれば民間の事業者さんの選択の幅を広げてあげてもいいかなと思うんですけども、そのときの答弁でおっしゃっていたのが、清掃費だとか維持管理費がちゃんと使われていなくて、全額が賃料に行くのが不安だというお声も読み取れたんですけども、それであれば例えば年間100万円を上限をするとか、皆さんが清掃代、あるいはその他、今思われている維持管理費に当たる金額を、ちょっと必ず確保した上で、その以外の部分においては自由に使っていいよみたいなふうにはできないかなと思っているので、その点、ちょっと検討していただきたいと思うのが1点と。もっと増えてほしいというところもあるので、事業をやりたいと思う人が増えるように、例えば賃料に関しては広告収入等を活用することとか、何かそういうちょっとヒントとなるようなことも、申請ページ等に入れていただけると、手を挙げる人も増えてくるのかなと思うんですけども、賃料に関しても検討いただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○**中西環境局副局長** 今、委員御指摘のありました賃料を補助対象にするかどうか等、そういうことにつきまして慎重に判断しないといけない部分がありますので、検討していきたいというふうに思います。

○**副委員長（浅井美佳）** ありがとうございます。

ぜひ選択の幅を広げるという意味でも大丈夫だと思いますので、満額今使われてないのであれば、使ってもらえるように検討いただければなと思っています。

最後に、コンテナタイプの喫煙所についても、大野議員に尋ねていただいているんですけど

も、現在でそれも1つの選択肢として検討していくというふうに言ってくださってはいるんですけれども、今の問題点というか、障壁というのはどういうものがありますか。

○**中西環境局副局長** コンテナ型の喫煙所につきましては、パーティション型と比べますと、やっぱり受動喫煙対策というのが取りやすくて、省スペースで設置できるというメリットがございすけれども、片方で整備費とか維持管理費用がやっぱり高額になるような問題点があるというふうに認識しています。

○**副委員長（浅井美佳）** ありがとうございます。

総務省が発表している分煙施設の整備に当たっての留意点等についてという資料があります。こちらに関して、開放型とそれ以外のタイプ、4タイプぐらい事例紹介されてるんですけれども、開放型とコンテナ型と、ちょっともちろんコンテナ型のほうがメンテナンス若干高いかなと思うんですが、開放型も定期的に清掃に入っていれば同程度といいますか、そこまで突出して安いわけじゃないかなと理解できるような資料があるので、そこも参考にしながら、吸う人の権利、吸わない人の権利を進めていただければと思うのと、公設喫煙所だから全部を税金から出さなきゃいけないかというのと、そうでもないかなと思っていて、広告収入、民間の喫煙所って広告収入型が多いと思うので、ぜひそれも取り入れられないか、取り入れる方法がないかというのを、検討を併せていただければ、維持費のところに関してはちょっと浮くのかなと思いますので、そのあたりも民間とコラボレーションしていただきたいなと思っております。

今、神戸駅はもうパーティションで、元町のほう、それはJTさんとの相談の上だったんですけど、公設でいうと元町駅のほうは仮設でパーティション型が設置されているので、また元の場所に戻ってくるときには、コンテナ型、あるいはトレーラー型を含めて検討いただきたいなと思っています。最後によかったらコメントをいただけるとうれしいです。

○**柏木環境局長** 元町駅につきましては、仮移転中はパーティションで行きますけども、本格的に設置の状態に戻るときに、どういう形がいいのかということについては、地域の皆様等も含めて在り方を検討していくことになります。その際に、コンテナ型を排除するものではありませんので、それも含めて検討していくことになっていくと考えております。

○**副委員長（浅井美佳）** ありがとうございます。

よろしく願いいたします。

○**委員長（前田あきら）** 他に御質疑はございませんか。

（なし）

○**委員長（前田あきら）** 次に、報告事項、工事請負契約の締結について、御質疑はございませんか。

（なし）

○**委員長（前田あきら）** 次に、報告事項、神戸市環境マスタープラン等、環境に関する4計画の改定（案）について、御質疑はございませんか。

○**委員（味口としゆき）** もう長いこと審議会やこの委員会でもやってきましたので、今日はあんまり長くならない程度で、最後の仕上げだと思うので。

1つは環境マスタープランの6ページに、これはこの間の審議会での意見を入れていただいたなと思ってまして、PFASの文言が復活したので、どういう検討とどういう意味合いで入れたかというのを、まずお示しいただけますか。

○**中西環境局副局長** 当日の審議会におきまして、副委員長のほうからもコメントとしてPFAS

につきまして言及いただきまして、あとこの間のパブリックコメントなんかでも市民意見等ございましたので、改めてそのあたり、会長等と御相談させていただいて、最終的に盛り込んだというところがございます。

○委員（味口としゆき） 分かりました。4月から水道のほうも基準ができてくるということなので、注視する必要があるかなと思うので、それはよかったなというふうに思ってます。

それから、地球温暖化防止計画のこれ28ページで、当日はこれは商工会議所の委員の方から御意見があったところだと思うんです。ちょっと商工会議所から言われたのは、正確に僕も議事録持ってませんけども、隣に川崎重工の方がいたから、川崎重工のような大企業の場合はいいんだけども、中小企業の場合に、この温室効果ガス排出削減計画とか実績報告書の提出を求めるのは、ちょっと過大ではないのかという意見だったと思うんです。

ところが、今度の28ページのところでは、企業のさらなる脱炭素化を促進ということにとどまってまして、当初は、大企業を含めた企業のさらなる脱炭素化を促進という文言だったので、商工会議所の人の意見を踏まえたとしたら、逆じゃないかなと思っているんです。ですので、大企業を含めた企業のじゃなくて、大企業のさらなる脱炭素化を促進、ぐらいの言葉にしたほうが、商工会議所の意見を踏まえてもいいんじゃないかなと思っまして、それは27ページの取組方針のところも明記してるんです。大企業の自主的な取組を促進するとともにっていうところで。これは市内事業者全体も言ってるんだけどね。ちょっとその文言整理要るかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○三川環境局副局長 当日、商工会議所の方の御意見があった部分につきましては、うちのほうが中小企業脱炭素経営導入支援という部分でお話をいただいた部分かと思うんですけども、商工会議所の方がおっしゃったのは、前回とその前の回も含めてですけども、大企業が脱炭素に取り組めば効果も大きいと。その分、脱炭素を大企業が進める際に、何か支援策があったらいいという趣旨で申し上げられてたというふうに記憶のほうをしております。

大企業を含めた企業のさらなる脱炭素の推進というところは問題がないんだけども、その中に計画とか報告書の提出という文言が入っておるということについては、逆に企業側の負担が増えてしまうということを、ちょっと委員がおっしゃってまして、ただ、どちらにしても大企業も中小企業も含めて、大企業、中小企業問わず、脱炭素化の促進に取り組んでいただくというふうな必要があるというふうに考えておりまして、今回このような表現にさせていただいたところがございます。

○委員（味口としゆき） だとすれば、最初の文言にあった、大企業を含めた企業のさらなるというのは入れてていいんじゃないんですか。

○三川環境局副局長 繰り返しになって申し訳ないんですけども、どうするかということは、これは委員長も含めて相談はさせていただいたんですけども、マスタープランのほうにでも、今回、市内事業者の脱炭素の促進というふうな形で、繰り返しになりますけれども、大企業、中小企業を問わず脱炭素化の促進に取り組んでいただくというふうに考えておるところでございます。先ほど委員からも御紹介ありましたが、実行計画においては大企業の自主的な取組を促進するとともに、という表現を追加させていただいたところがございます。

○委員（味口としゆき） そこはちょっと取組方針はね、大企業という文言をきちっと入れてるわけで。それで、排出量からいっても、やっぱり中小企業とは比較にならないのは、もうその前の事業計画で明記されているんですから、それを素直に表現してほしいなと。もうここでの答弁は

いいですので、ちょっと委員長にもう1度言っていただいて、文言修正していただきたいなと思ってます。いいですか。

○三川環境局副局長 今、常任委員会場で報告させていただいて、味口委員から意見があったことについては、委員長のほうに御相談させていただきます。

○委員（味口としゆき） じゃあ、よろしくお願いします。

もう1つは、一般廃棄物の処理基本計画で、これもやり取りずっと三川副局長ともやってきた件ですが、16ページの製品プラスチックの分別収集の検討という言葉なんですけど。いよいよ3月末なので、もういいんじゃないかと。もう実施しますとまでは書けるのか。ちょっとどうでしょう。

○三川環境局副局長 製品プラスチックにつきましては、まさに明日、選定委員会を開催することとしておりまして、その結果につきましては近日中に公表のほうをさせていただくこととしております。一般廃棄物処理基本計画につきましては、その業者決定を踏まえまして、修正をどうするかを踏まえ、修正を行いまして、年度末のほうに正式に公表させていただきたいというふうに考えております。

○委員（味口としゆき） 分かりました。じゃあ、その方向でよろしくお願いします。

ちょっと悪いけど、前から言おうと思ってて言ってなかったことが1つだけあって。今回間に合わなくてもいいっていうことで言いますとね、その地球温暖化防止計画というネーミングで僕はいいのかなということはずっと考えてたんです。というのは、国連とか、国連関連機関は、より危機感を持たせるために、気候危機対策とか、気候危機っていう問題を国連事務総長なんかも繰り返し言われているわけです。それは地球温暖化防止というより、より強い危機感を示すためだと大体言われてるんですね。もう少し中立的な言葉で言うと気候変動対策という言葉もあるんだけど、やっぱり今の気候危機の状況、気候の変動の状況というのは、本当に危機的な状況だからこの計画立ててるわけなんで。ネーミングそのものも、本来は僕は気候危機防止対策とか、防止実行計画とかいうふうにするほうが、神戸市の意思がきちっと市民に——市民に伝える必要がある、企業に伝える必要があるわけですから、そこの文言整理は本来要るんじゃないかなんか思っているんですが、コメントいかがでしょうか。

○三川環境局副局長 今回のこの計画は、国の地球温暖化対策推進法、その法律に基づいた神戸市域における市民・事業者・行政が実施する排出量の削減に関する計画というものになってまして、それに基づいた関連ということで、地球温暖化防止実行計画という名前で整理のほうをさせていただいているところでございます。

○委員（味口としゆき） だから、ずっとパブリックコメントにもあったように、やっぱり国際的なCO₂削減計画と比べると、もともと国の計画というのは緩いということが指摘されているわけですね。だから、そこに合わせちゃうんじゃなくて、やっぱり神戸市はこの問題でも先進行くんだっていうんだったら、別に国の文言がどうあろうと、やっぱり率直に市民や企業体に物言っていくという点では、気候危機対策と言うほうが、僕はより危機感が伝わりやすいんじゃないかなんかと思ってます。意見として言っておきます。終わります。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（前田あきら） では、この際、環境局の所管事項について、御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（前田あきら） 他に御質疑がないようでしたら、私のほうから質疑がありますので、この間、進行を副委員長に交代いたします。

○副委員長（浅井美佳） 前田委員長。

○委員長（前田あきら） 神戸版のレッドデータについてお伺いをいたします。

現在、レッドリストとブラックリストの改定に向けて市民意見募集を行った後、今、まとめに入っていると伺っています。それで、案のほうで、2020年のレッドリストに含まれて、盛り込まれてなかったコウノトリが追加されていると思います。これ、どういった理由でしょうか。

○岡田環境局部長 このレッドデータの改定に当たっては、専門家、学識経験者の方々の御意見を基に協議をしております。今回、昨今の状況を踏まえ、やはりコウノトリは加えたほうがいいんじゃないかということで掲載に至ったということでございます。

○委員長（前田あきら） 昨今のというのは、多分、その後、西区ですとか須磨区のほうに飛来してきてるということだということに理解してよろしいですか。

○岡田環境局部長 そうですね、ちょっと詳しく言いますと、そういう状況も当然ありますし、もともと野生個体というのは絶滅して、過去に旧ソ連から輸入された個体ということで、その扱いをどうするんだという議論も過去にはありましたけれども、やっぱり今の状況を踏まえて、しっかり守っていく必要があるんじゃないかという議論もありまして、今回、掲載に至ったということでございます。

○委員長（前田あきら） ということで、当然、今あるレッドデータブックの中には、コウノトリのコラムがあって、ここには今は記入していないというふうに書いて、ここはもう当然セットで修正されるということだと思いますよ、それはね。

○岡田環境局部長 今回の改定に当たっては、冊子というよりは、そのリストで公開をするということにしておりまして、注意書きにはその旨、記載をしようというふうに考えてございます。

○委員長（前田あきら） すみません、あまりコウノトリ論争をするつもりはなかったんですけど、私が市議会議員になった2023年の一般質問で、ちょっと今回、飛来した落合池について、繁茂する水藻ですとか、水草ですとか、水面減少の問題を取り上げさせていただいて、当時、御一緒に活動されてた、落合の明日を考える会の皆さんとも、コウノトリが来たらいいなと、半分冗談めかして話していたのを思い起こすわけなんですけども。この2月、特定外来種の伐採を始めていただいて、3月に入って改めて西部建設さんが入って水草の除去で水面拡張をやったその直後に、今回、コウノトリの飛来が確認されて、あと神戸市の広報のXですね、これクイズ形式になっているんですけど、ここどこでしょうみたいな感じが載ってた先に、いきなり先に神戸新聞がすっば抜いちゃって、取り上げたということで、この1週間、コウノトリを見られている方が今、落合池の周りに結構いらっしゃって、ウオッチングされている姿も見えています。

ぜひ、今、都市局、建設局を挙げて、落合池の再生について取り組んでいるところなんですけども、前も局審査で1度御質問させていただいたんですけど、ぜひ環境局の皆さんも、生物多様性の観点から、もうちょっとコミットしていただきたいというふうに思っているんですけども、いかがでしょう。

○岡田環境局部長 コウノトリに関しましては、おっしゃるように生物多様性上と申しますか、生態系上、非常に重要なポジションを占める鳥であるというふうには専門家からも伺っております。そういった環境をいかに守り育てることができるか、環境を含めて何ができるかというのは、しっかりとやはり専門家とのつながりがある環境局が、しっかりその辺をいろいろお伺いしながら

ら、何かできないかというのはしっかり考えていきたいなとは思ってございます。

○委員長（前田あきら） ぜひそういう観点で、落合池の問題もコミットしていただきたいというふうに。

今回議論になってます、先ほど報告事項にあったマスタープランとか生物多様性プランの中で、自然と共生ということで位置づけていただいて、3つの柱ですね、自然を守る、担い手を育てると、社会を支えるという点では、今、この落合池を通じて、その自然を守って地域を守るっていう取組が、F R Sの方々、須磨区役所、大分後援していただいていますし、あと子供たちも自然の取組ということで、結構ここに来て、ウォッチングだけでなく清掃活動も協力してやっていただいているので、やっぱり教育や担い手を育てるという取組が広がっている地域でもあるので、それでまた落合池って、別にコウノトリだけでなく、まだほかにも多様な希少動物も確認をされていますので、繰り返しになりますけども、ぜひ落合中央公園のリニューアルについて、都市局や建設局に終わらせずに、自然と共生という観点で、何か開発して人を呼び込むんだというだけではなくて、やっぱり特定の希少動物があると、あまり何でもかんでも入っていいっていう話でなくなってくるので、その点も観点する意味でも、積極的に環境局が関与してやっていただきたいなというふうに思うんですけど、コメントいただけますでしょうか。

○岡田環境局部長 こちらのほうに関しては、繰り返しになるんですけども、専門家の方であったり学識経験者の方、またそういったものも踏まえて、何ができるかというのはちょっと考えていきたいなというふうに思います。

○委員長（前田あきら） 現場のほうでは環境の事務所の方も、もう目の前がクリーンセンターなので、入っていただいて、いろいろ協力してやっていただいているというのは私も知っていますので、ぜひ局のほうでもしっかり位置づけていただいて、協力体制で推進していただきたいなということを要望して終わります。

○副委員長（浅井美佳） 進行を前田委員長に戻します。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑がなければ、環境局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様におかれましては、環境局が退室するまでしばらくお待ち願います。

○委員長（前田あきら） それでは、これより意見決定を行います。

まず、陳情第185号六甲病院の移転中止と灘区の地域医療を守ることを求める陳情について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（植中雅子） 自由民主党は、陳情第185号は不採択とさせていただきます。

地域の中でなじみの病院が、なじみの場所がなくなるというのは、本当にその利用される方にとってはもう不安を覚えるし、困難なことであるということはよく理解をしておりますけれども、それが例えばもう老朽化でありますとか、あるいは狭隘化のために建て替えを迫られた場合、それは移転というのはやむを得ないと考えるものであります。

陳情1点目の、神戸市は医療法人若葉会に対して、六甲病院の東灘区への移転を中止するように強く働きかけを行うことにつきましては、若葉会からは、現病院敷地というのは急傾斜地であって、工事車両の進入が難しく、現地の建て替えは困難ということであったり、近隣や灘区内

で移転先となる土地を探したけれども見つからなかったということで、病院の設置場所については、病院自らが確保・決定するものであって、市として移転を中止するよう要請することはできないと考えておられること。

次に、陳情の２点目ではありますが、灘区の地域医療を守るために、万一六甲病院が移転した場合、後も当該地域に医療機関を設置する努力をすることにつきましても、移転をする場合には、六甲病院が現在果たしている住民への医療の提供を滞ることがないように、周辺医療機関へ引き継ぐことを含めて、六甲病院として万全を期すよう働きかけていきたいとの当局の御説明を了といたしまして、不採択といたします。

○委員長（前田あきら） 日本維新の会さん。

○委員（外海開三） 日本維新の会は、陳情第185号について不採択といたします。

理由といたしまして、陳情事項の１、病院の設置場所については、病院自らが確保・決定するものであり、市として移転を中止するよう要請することはできない。

陳情事項の２、六甲病院が東灘区に移転する場合には、六甲病院が現在果たしている住民への医療の提供が滞ることがないように、周辺医療機関へ引き継ぐことを含め、六甲病院として万全を期すよう働きかけていきたいという当局の説明を了とし、不採択といたします。

○委員長（前田あきら） 公明党さん。

○委員（宮田公子） 公明党は、陳情第185号に関して不採択といたします。

理由として、１点目については、六甲病院の現敷地が急傾斜地に面しており、工事車両などの進入が難しく、現地での建て替えは困難であること。また、近隣や灘区内で移転先となり得る土地が見つからなかったことを若葉会に確認しています。また、病院の設置場所は病院自らが確保・決定するものであり、市として移転を中止するよう要請することはできないとの見解のため。

２点目については、六甲病院が移転する場合には、現在果たしている住民への医療の提供が滞ることがないように、六甲病院として万全を期すよう働きかけていくとしています。また、今後、市として医療資源の配置状況や人口分布、地形的な要因なども勘案しながら、地域全体として必要な医療が確保できるよう、引き続き努めていくとされています。以上のことから不採択といたします。

○委員長（前田あきら） 日本共産党さん。

○委員（味口としゆき） 日本共産党は、陳情第185号を採択を主張します。

そもそも国家公務員共済組合から移譲された際に、医療法人若葉会は地域の医療を守るんだということを神戸市に言明して譲渡したという経緯があります。たった４年で東灘区の深江に行くことには、本当に道理がありませんので、移転中止を求めるということは当然だと思っています。

それから、やっぱり地域で医療機関と連携するだけでは、やっぱり地域の皆さんの不安の声や懸念の声というのは払拭できないわけです。ですので、地域医療を神戸市として守ることを求めるという趣旨にも賛同しますので、採択を主張します。

○委員長（前田あきら） こうべ未来さん。

○委員（川内清尚） こうべ未来は不採択でございます。

まず、陳情１点目なんですけど、これにつきましてはいろいろ先ほどからも出ていますように、急傾斜地で工事車両の進入も難しいとか、それからまた灘区内で移転先となり得る土地を探したが見つからなかったというようなことで、あわせて病院の設置場所については、病院自らが確保・決定するものでありまして、市として移転を中止するよう要請することはできないという当

局の答弁。

それから、陳情２点目につきましては、神戸市といたしましても、地域全体として必要な医療は確保できるように引き続き努力してまいるという当局の答弁を了として、不採択といたします。

○委員長（前田あきら） 新しい自民党さん。

○委員（岡田ゆうじ） うちも大体皆さんと一緒になんですが、今、本当に民間病院も公的病院も大変経営が厳しい中で、本当に完全撤退、もういなくなってしまう病院も多い中で、何とか神戸市内にとどまって、灘区から東灘区と区は渡りますけれども、何とかとどまっていられるように努力をしていただいていると。当局もその場で引き続きできればそれにこしたことはないということをおっしゃっていましたが、いろんな検討の中で、どうしてもこういうことになったということであり、今の状況を考えると、民間病院として最大限頑張ってくれたんではないかと。したがって、東灘区への移転を中止するように強く働きかけというのは、ちょっと是とするわけにはいかないのでは、不採択であります。

○委員長（前田あきら） 以上のように、各会派の御意見は、採択、不採択の２つに分かれておりますので、これよりお諮りいたします。

本陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（前田あきら） 挙手少数であります。

よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第186号北区長尾町宅原での済生会兵庫県病院と三田市民病院の統合病院の建設中止を求める陳情について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（植中雅子） 自由民主党は、陳情第186号を不採択とさせていただきます。

済生会兵庫県病院と三田市民病院は、医師不足や施設の老朽化の共通の課題を抱えて、それぞれ単独では地域の急性期医療を維持・継続していくことが困難な状況の中で、再編・統合するということになったわけでございます。

陳情１点目の、市街化調整区域にあって自然や緑をなくす計画であって、巨大な病院建設にはふさわしくないのでは、開発計画は中止することにつきましては、検討委員会での報告を踏まえますと、両病院の中間地点付近であること。それから救急搬送を円滑に行うための幹線道路沿いであること。それから400から450床規模の病院整備に必要な面積が確保されることといった観点から、この長尾町宅原を候補地として、また地元自治会の方々の説明・協議を行いまして、了承いただいたというところ。

それから、２点目の、環境影響評価事前配慮書についての意見書に対する対応、全面的に履行できないんだったら、もう開発は許可しないということにつきましても、環境影響評価事前配慮書に係る市長意見書に対しても、事業者である三田市より12月27日に判定願いがあって、全ての項目について適切に対応する旨が示されて、神戸市環境影響評価審議会において審査した結果、適切であると判定され、事業の着手後に、さらに事後調査結果の報告を求めて履行を確認していることがされていること。

それから、一方、開発許可については、事業者が三田市であるため、いわゆる開発許可ではなくて協議の成立によって開発許可はあったものとみなすことにあると。法令に明記された許可基準を満足している場合は開発を認めることになること。そして、環境影響評価事前配慮書につい

での意見書に対する対応につきましては、この基準には含まれていないことから、開発の手続きではないこととなることという当局の説明を了として、不採択といたします。

○委員長（前田あきら） 日本維新の会さん。

○委員（外海開三） 日本維新の会は、陳情第186号を不採択といたします。

理由といたしまして、陳情事項の1、新病院の整備予定地については検討委員会での報告を踏まえ、両病院の中間地点付近であること。救急搬送を円滑に行うために幹線道路沿いであることの観点から、北区長尾町宅原を候補地とし、地元自治会の方々への説明・協議を行い了承を得た。

陳情事項2については、事業者である三田市より全ての項目について適切に対応する旨が示され、神戸市環境影響評価審査会において審査した結果、今後については事業着手後に事後調査結果の報告を求め履行を確認するとしている。以上の当局の説明を了とし、不採択といたします。

○委員長（前田あきら） 公明党さん。

○委員（堂下豊史） 公明党の陳情第186号に対する意見は不採択です。

その理由を申し上げます。まず、陳情第1点目について、整備予定地については、地元自治会の了承も得られており、現予定地での再編・統合推進が地域医療の確保に必要であるため。

次に、陳情第2点目について、市長意見書に対する三田市の対応については、午前中の質疑においても、市長が求める調査を予測評価の実施という観点から一定の課題がある旨を申し上げました。他方で、これらの対応は法令上の開発許可基準には含まれていないためです。

以上。

○委員長（前田あきら） 日本共産党さん。

○委員（味口としゆき） 共産党は、陳情第186号の採択を主張します。

もともと現在の済生会兵庫県病院を利用されていた方からは、今日の陳情者からもありましたように、本当に遠くなって行きづらくなる、こういう声がいまだ後を絶ちません。同時に、新しい建設地の問題でいいますと、今日は地下水の問題とか、それから交通の問題など、いろんな問題がやっぱり山積をして、とてもじゃないけども建設するべきではないと思いますので、採択を主張します。

○委員長（前田あきら） こうべ未来さん。

○委員（川内清尚） こうべ未来は不採択でございます。

陳情1件目につきましては、両病院の中間地点付近であること。それから、また幹線道路沿いであること。また、病床につきましても400から450床規模の病院整備に必要な面積は確保できること等が理由です。

それから、陳情2点目につきましては、神戸市といたしましても開発に係る協議や、また環境影響評価事前配慮書についての意見書に対する対応について、誠実、着実に実行するよう三田市に働きかけてまいりたいと考えておるという当局の答弁を了として、不採択といたします

○委員長（前田あきら） 新しい自民党さん。

○委員（岡田ゆうじ） ちょっと今日の答弁で頼りないところがありましたけども、北神・三田地域における急性期医療の安定確保と高度化にとって、大変意義深い重要な建設であります。神戸市民の多くのこの地域住民の健康を守る拠点として、ようやくここまで来たわけでありますから、建設中止というのはとてもじゃないけど受け入れられない。不採択であります。

○委員長（前田あきら） 以上のように、各会派の御意見は、採択、不採択の2つに分かれておりますので、これよりお諮りいたします。

本陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（前田あきら） 挙手少数であります。

よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

○委員長（前田あきら） 本日御協議いただく事項は以上であります。

本日の委員会はこれをもって閉会いたします。

（午後 2 時10分閉会）